

(第一類 第五号)

第一百四十二回国会 大蔵委員会 議議録 第二十三号

平成十年四月二十八日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君
理事 坂井 隆憲君
理事 池田 元久君
理事 石井 啓一君
理事 今村 雅弘君
大石 秀政君
河井 克行君
下地 幹郎君
砂田 圭佑君
中野 正志君
宮路 和明君
吉田 六左門君
渡辺 博道君
上田 清司君
末松 義規君
日野 市朗君
赤松 正雄君
並木 正芳君
小池百合子君
西田 猛君
佐々木陸海君

理事 衛藤征士郎君
理事 浜田 靖一君
理事 北橋 健治君
理事 谷口 隆義君
岩永 峰一君
鶴下 一郎君
桜田 義孝君
杉浦 和徳君
田中 匠君
村井 仁君
喜美君
具能君
正智君
藤田 幸久君
中川 正春君
西川 知雄君
鈴木 淑夫君
佐々木憲昭君
濱田 健一君

理事 谷口 隆義君
大蔵省銀行局長 山口 公生君
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君
大蔵省証券局長 山本 晃君

心得

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省証券局長 尾原 榮夫君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

同(金田誠一君紹介)(第一六七九号)
同(川内博史君紹介)(第一七九二号)
食料品の消費税非課税即時実施、消費税廃止に関する請願(児玉健次君紹介)(第一七九一号)
同月二十四日
たばこ特別税の創設反対に関する請願(中桐伸五君紹介)(第一八五七号)
消費税の減税に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第一八九一号)
は本委員会に付託された。

同月二十四日
たばこ特別税の創設反対に関する請願(中桐伸五君紹介)(第一八五七号)
消費税の減税に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第一八九一号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する委員の異動

金融シス

ト法律案(内閣提出第八六号)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出第八七号)

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八八号)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(内閣提出第八九号)

金融及び証券取引に関する件

○村上委員長 これより会議を開きます。

○村上委員長 この際、松永大蔵大臣から発言を求められておりま

す。

ことが判明しました。まことに遺憾であり、深くおわびを申し上げます。
調査の結果を踏まえ、昨日、厳正な処分を行つたところであります。
その内容は、国家公務員法上の懲戒処分である停職が一名、減給が十七名、戒告が十四名、内規に基づく処分である訓告が二十二名、文書厳重注意が三十三名、口頭厳重注意が二十五名、合計百十二名であります。このほか、国家公務員法上の懲戒処分対象者ではありませんが、辞職した者が一名あります。これは、かつて前を見ないものであり、まことにざんきにたえません。
また、証券局長ほか一名から辞職の申し出があり、これを受理いたしました。このほか、近畿財務局長ほか四名を昨日付で官房付に更迭したところです。
このような行き過ぎがあつたことを深く反省するとともに、綱紀の嚴正な保持を図り、信頼回復に向けた職務に邁進することを決意し、私と両政務次官、事務次官を初め幹部職員は、俸給の一部を国庫に返納することといたします。
大蔵省職員一同、これを契機に、綱紀の嚴正な確保を図るとともに、新しい時代の要請を踏まえて真に国民の負託にこたえられるよう、全力を尽くしていく決意であります。
以上でござります。

○村上委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁速水優君及び日本銀行理事鴨志田孝之君の出席を求め、意見を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、

りがだあつと、銀行、証券、そのほかの民間にどんどん行かれる。それでその先輩が後輩を接待する。それが長年続く。民間は、民民接待はある意味では良識の範囲で許される面があるわけです。それが徐々に徐々に大蔵官僚組織の中に浸透したという側面が非常にあったと思うのですね。私が心配するのは、検察が、こういう事実から始まって天下りがどんどんこれからひどくなる、ひどくなるといいますか多くなる。検察当局がいざれこの大蔵省がやったようなふうになりますかどうか、非常に心配しておるわけであります。情報の漏えいに金品が伴わなければ幸せであります。

これから自民党としても、党内の意見、非常に強うござりますので、この問題については取り上げざるを得ないとと思うのですが、法務当局におい

ても、そういうことがないように、検察官が敗正、公平に職務を遂行するように、特に権力者は、権力は腐敗するといら言葉がありますが、腐敗が伴わないよう、間違つても疑われるよう

リーケは行わないよう、敗正な指導をお願いしたいと思います。

最後に、大臣に一言申し上げたいわけでありま

すが、今回の処分の内容を私まだ詳細拝見してお

りません、精査いたしておりますが、前回、四月十日の本委員会において私からお願いたしま

したとおり、部下の方の処分についてはおおむね

寛大な御処分ではなかつたかと一見拝見いたして

おるところであります。問題は幹部であります

が、二人辞職され一人は、合計三人ですか、と

いうことでありますけれども、この事態の監督上の責任を感じ、この問題全体についての大蔵省の

責任を感じて、辞表を出された二人以外の幹部か

ら進退伺が出されたかどうか、お伺いいたしました。

○松永国務大臣 辞職された二名以外の人から進退伺が出たということはありません。

なお、地位の低い人について寛大だという話がございましたが、過去の事例と比較してみますと

りがだあつと、銀行、証券、そのほかの民間にどんどん行かれる。それでその先輩が後輩を接待する。それが長年続く。民間は、民民接待はある意味では良識の範囲で許される面があるわけです。私が心配するのは、検察が、こういう事実から始まって天下りがどんどんこれからひどくなる、ひどくなるといいますか多くなる。検察当局がいざれこの大蔵省がやったようなふうになりますかどうか、非常に心配しておるわけであります。情報の漏えいに金品が伴わなければ幸せであります。

これから自民党としても、党内の意見、非常に強うござりますので、この問題については取り上げざるを得ないとと思うのですが、法務当局におい

ても、そういうことがないように、検察官が敗正、公平に職務を遂行するように、特に権力者は、権力は腐敗するといら言葉がありますが、腐敗が伴わないよう、間違つても疑われるよう

リーケは行わないよう、敗正な指導をお願いしたいと思います。

最後に、大臣に一言申し上げたいわけでありま

すが、今回の処分の内容を私まだ詳細拝見してお

りません、精査いたしておりますが、前回、四

月十日の本委員会において私からお願いたしま

したとおり、部下の方の処分についてはおおむね

寛大な御処分ではなかつたかと一見拝見いたして

おるところであります。問題は幹部であります

が、二人辞職され一人は、合計三人ですか、と

いうことでありますけれども、この事態の監督上の

責任を感じ、この問題全体についての大蔵省の

責任を感じて、辞表を出された二人以外の幹部か

ら進退伺が出されたかどうか、お伺いいたしました。

○松永国務大臣 今回の大蔵省職員四名逮捕、起訴、こういったことを契機として内部調査をした

わけであります。そして、今まで例のない、国

家公務員法に基づく敗正な処分をしたわけであり

ますが、このことは大蔵省の全職員に対する相当な戒めになるものと、うふうに考えます。これを

しょか。

○杉浦委員 時間がなくなつたという通知があり

ましたが、私の時計ですとまだ一分ぐらいあります

申しあげられません。一つだけ、これは要望

させていただきます。

先ほど申し上げましたが、フリー、フェア、グローバルの精神の根幹から申しますと、証券取引等監視委員会あるいは検査の担当の職員が接待に

あずかるなんというの、その事実だけで解職す

べきだと思うわけであります。これは職位の高下

を問わずであります。大蔵省は先頭を切つてその

身を正してこのビッグバンに向かうのでなけれ

ば、金融業界なんかに示しがつきりますか。私は、

ここに幹部が何人かおられるけれども、大蔵省が

みずからこの際機を正すように、世間から見て本

当に大蔵省が襟を正したという形ができるように

特に要望して終わりたいと思ひます。

○村上委員長 次に、浜田靖一君。

○浜田(靖)委員 杉浦先生の質問の後やらせてい

ただきます浜田靖一です。

今、先生が二分ほどオーバーしたかもしませ

んので、私は時間どおり終わりたいと思ひます

ので、簡潔にお願いをいたします。

まず官房長、大蔵省の全職員は何名ぐらい

いらっしゃるのですか。

○武藤政府委員 国税庁関係の職員まで含めまし

て八万弱、ちょっと正確な数字が手元にございま

せんけれども、八万弱でございます。

が、この点についていかがですか。

○武藤政府委員 日銀との比較ということでござ

いますが、日銀の処分との単純なる比較というの

もしかしたらこの百十二人だけで八万人の方々の名誉だと信頼というものを失っているかもしれません。この問題は本当に大蔵省には反省をしていないか。そう思いますと、地位の低い者に対する処分も他の事例に比べると重い処分になつていると。うふうに理解をしていただきたいと思うのです。

○杉浦委員 時間がなくなつたという通知がありましたが、私の時計ですとまだ一分ぐらいあります

申しあげられません。一つだけ、これは要望

させていただきます。

先ほど申し上げましたが、フリー、フェア、グローバルの精神の根幹から申しますと、証券取引等監視委員会あるいは検査の担当の職員が接待に

あずかるなんというの、その事実だけで解職す

べきだと思うわけであります。これは職位の高下

を問わずであります。大蔵省は先頭を切つてその

身を正してこのビッグバンに向かうのでなけれ

ば、金融業界なんかに示しがつきりますか。私は、

ここに幹部が何人かおられるけれども、大蔵省が

みずからこの際機を正すように、世間から見て本

当に大蔵省が襟を正したという形ができるように

特に要望して終わりたいと思ひます。

○村上委員長 次に、浜田靖一君。

○浜田(靖)委員 日銀におかれましては、この実

行行為の九十八名につきましては、人数だけで、実

名を出しておりません。

○浜田(靖)委員 この際、大蔵でも実名を出した

わけでありますので、私は、この委員会にぜひひと

も日銀の処分者リストも実名でお願いをしたい、

このように思うわけでございます。委員長におい

てお取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○村上委員長 後日、理事会で協議いたします。

○浜田(靖)委員 そこで私は、なぜこんなことを

言うちかといえど、やはりこの問題をいつまでも引

きずり続けてはいかぬと思いますので、その点で

は日銀も大蔵省と同じにしっかりと処分者リ

ストを出していただいてすべてを公にしていただ

きたい、これが私の思いであります。ぜひそれ

はお願いしたいと思います。そして、今後、我々がしつかり今まで積み重ねてきた行政というものをこのようなことでまた後退させてはいかぬ。百十二人のために、八万人もの職員がいるのに、その人たちのやる気をうせさせましてや国内外においての大蔵省の評価といふものが下がったわけあります。これをやはり重く受けとめて、我々政治家自身もこれからは、大蔵任せ、官僚任せという言葉がありますれば、決してそうではない。我々がしつかりしなければ官僚は抑え込むことができないという話もあります。しかししながら、その官僚を選んでいたのもまた我々の分野になるわけであります。ですから、天につばするような行為にならないように、官僚にすべてを牛耳られていて官僚が悪いのだというような逃げ口上は言えないと思うわけでありますので、この大蔵委員会においても、大蔵省並びに金融財政の行政というものをしつかりやけり精査していかなければいけない、このように思ひます。

ぜひともその点だけは、決して官僚だけのせいではないということを、そしてまた、大蔵省がな

おかつ自分たちの能力を十二分に發揮して、職員の皆さん方に頑張っていただきたい。八万人のうちの百十二人でありますので、それすべての評価をすることは私はいかがなものかと思ひますので、ぜひとも大蔵省の各職員の皆さん方に頑張っていただきたいと思ひますので、その点だけをお願いをして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○村上委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 わはようございます。民主党の上田清司でございます。

まず、大臣にお尋ねをしたいと思います。

今回の処分に至るまでの経過について、私は、

非常に丁寧な調査と内部の処置であったのではな

かるかというふうに一定の評価をするものであ

ります。特に震が関では異例ではなかろうか、こ

のような評価もあるわけですが、国民の目から見

はお願いしたいと思います。そして、今後、我々がしつかり今まで積み重ねてきた行政というものをこのようなことでまた後退させてはいかぬ。百十二人のために、八万人もの職員がいるのに、その人たちのやる気をうせさせましてや国内外においての大蔵省の評価といふものが下がったわけあります。これをやはり重く受けとめて、我々政治家自身もこれからは、大蔵任せ、官僚任せという言葉がありまれば、決してそうではない。我々がしつかりしなければ官僚は抑え込むことができないという話もあります。しかししながら、その官僚を選んでいたのもまた我々の分野になるわけであります。ですから、天につばするような行為にならないように、官僚にすべてを牛耳られていて官僚が悪いのだというような逃げ口上は言えないと思うわけであります。

○松永国務大臣 今回の内部調査、それに基づく

厳正な処分、これは随分今まで遅いじゃないか

とかもっと早くしろとかという激励もいただきま

した。また、いろいろなアドバイスもいただきま

したが、結果においては、当初は五百五十名程度

と思われておったわけありますけれども、もつ

と広範囲に調査をする必要があるということか

ら、千名を超える対象者に実はなったわけであり

ますが、私の率直な感じを言うと、自己申告は記憶

に基づくものでありますから、自分の記憶に基づ

いて割合はじめに申告をしてくれておったなどとい

う感じが一つあります。それをもとに担当者が

が面接をし、そしてその上でさらに接待をした

う、こう思いますが、それを重く受けとめて立ち

上がりつもらつて、そして国民のための信頼回

復、そういう行政に邁進してもらいたい、これが

大蔵省の職員にとっては非常な衝撃であつたろ

うことは、そういう人たちの名前も出して処分をした

ということがあります。

大蔵省の職員にとっては非常な衝撃であつたろ

う、こう思いますが、それを重く受けとめて立ち

上がりつもらつて、そして国民のための信頼回

復、そういう行政に邁進してもらいたい、これが

大蔵省の職員にとっては非常な衝撃であつたろ

うことは、そういう人たちの名前も出して処分をした

ということがあります。

○上田(清)委員 ありがとうございます。

率直に大臣の感想をいたしましたが、私は、

週刊誌で接待王だとか接待大魔王だとか、そんな

ことがやめられたわけでありますけれども、中

島、田谷両氏にかかる話になれば、これはもう

それを超えておりまして、閻魔大王でもつけなけ

れば難しいかぐらいの内容ではなかつたかとい

ふうに思ひます。私はむしろ、中島、田谷問題を

十分判断できなかつた、このことに今日の悲劇が

あったのではないかというふうに判断してお

ります。この点について、大臣はいかがですか。

○松永国務大臣 私は、大蔵省の職員、なんんす

くいわゆるキャリアと言われる人たちは、知らず

知らずのうちに自分はエリートだという意識を持

ち、世間もそれを認め、そしていろいろな機会に

ちやほやする、それがまたその職員の体にしみつ

いていつの間にか思ひ上がりという人間として好

ましくない性格というものができ上がる。そして

また民間の方は、そういう人との間に宴会の席を

持つていろいろな知識を得たい、そういったこと

がどんどん積み上げられてきて、その結果とし

て、民間からの接待の誘惑に対して、それを公務

員であるからと、いうことでお断りをするというだ

けの厳しい倫理観というものがいつの間にか麻痺

しかけておつたという背景があるよう思ひま

す。人間というものは実は大変弱いものであります。それはいかぬのだということをはつきり認識するよう

に大蔵省の職員はなったのじゃなかろうか、こ

う思ひのでありますとして、したがつて、調査の結果

によりますといふと、二、三の例外はありますけれども、特別の場合を除けば平成八年十二月以降は過剰接待を受けた職員は余りいなかつたという事実が実はわかつてまいりました。

そんなことは当たり前のことだといふように世間では言うことでありますけれども、当たり前のことが必ずしも大蔵省の職員の間には当たり前になつていなかつたといふように見られる節もあります。しかし、今度の厳正な処分によつて、国民一般の常識あるいはそれより以上の厳しい身の処し方と、いうものをしなければならぬといふことが、大蔵省の職員には身にしみて理解してもらえたのじやないかといふふうに思ひます。したがつて、これを契機にして綱紀の保持の徹底を図り、そして高い使命感と倫理観を持つて職務に専念してもらいたいといふのが私の心境であります。

○上田(清)委員 今のはまさに倫理観に基づく判断として大臣の御答弁がありました。前にも山口銀行局長に申し上げましたが、銀行局長の通達がどのくらい出ておりますか。最近は減りました、そういうふうな認識でありますと、局長の御答弁もありましたけれども、実際は二日に一遍出ていましたと言つても過言でない。祭日、休日がござりますから、平日だけでいけば二日で一回は出でいる。もうほんと病気で近いぐらい銀行局長通達が出てるわけですね。二日に一回も出していると思わなかつたでしょう。数えれば出でているのですよ。

ある地方銀行の頭取に言わせると、いわゆるM OF担当は、この通達行政を有効にと言つたら言葉

は語弊がありますけれども、通達行政の中身をよく知るためにM OF担当が必要なんだということをおつたのじやなかろうか。

そういうことがあって平成八年十二月に倫理規程といふものが定められたわけであります。これはいかぬのだといふことをはつきり認識するよ

うに大蔵省の職員はなつたのじやなかろうか、こ

う思ひのでありますとして、したがつて、調査の結果

によりますといふと、二、三の例外はありますけれども、特別の場合を除けば平成八年十二月以降は過剰接待を受けた職員は余りいなかつたといふふうに思ひます。

その部分は解釈のしようがない。したがつて、人的に接觸する以外なかなか方法がないといふことで、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうこともあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかということで、今行政

改革特別委員会でも議論がなされてゐるところでありますが、過剰な許認可行政あるいは過剰な通達行政、こうしたところに一番大きな原因があるので

はないかといふふうに私は考えております。

大臣、倫理規程あるいはまた倫理の問題としてこの問題をとらえるのも正しい認識かとも思ひま

すが、しかし、広範囲にわたつているということは構造的な問題ではなかろうかといふ認識に切りかえないと、これからまた、まだ何回もこういう

ことが起つて得るのではなかろうか。のど元過ぎれば熱さを忘れるということわざもございます。

そういう意味で、構造的な問題に踏み切るといふふうな決意こそが大臣として一番大事ではなかろうかといふふうに、大変恐縮ですけれども、私は思つております。この点についていかがございま

す。

○松永国務大臣 委員御指摘のとおりであります

て、職員一人一人の倫理観の問題が一面ではあ

る。それは先ほど申したとおりであります。

時に行政のあり方、簡単に言えば、今までの許認可行政、裁量行政あるいは事前指導型の行政か

ら、事前にルールを明示して事後的にルールの遵

守状況をチェックするという言葉なれば事後

裁量行政がある中で法律に基づかない何かの範

囲、その部分は解釈のしようがない。したがつて、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうこともあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

○上田(清)委員 我が意を得た大臣の答弁だといふふうに思ひますが、まさしくそうした決意で大

蔵省内での改革、そして国政全体にわたつて大臣

の改革に対する姿勢を引き続けていただき

た、こんなふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

○上田(清)委員 我が意を得た大臣の答弁だといふふうに思ひますが、まさしくそうした決意で大

蔵省内での改革、そして国政全体にわたつて大臣

の改革に対する姿勢を引き続けていただき

た、こんなふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

の問題にしましても、在任中に知り得たさまざま

な知識や情報をそれを天下り先にある程度開示

しなければ、受け取る側の方もこれは何のメリッ

トもないという部分がござります。能力や人格、

議見に対する評価もあるかもしませんが、しか

しながらも、天下り先に開示するべきだつたのですが、大蔵省

の許可、認可から事後チェック型に相当変わつて

いくということになつておるはずでございまし

て、行政のあり方をそういうふうに変えていくこと

で、人が接觸する以外なかなか方法がないとい

うことと、接待になる場合もあるでしようし、個

別に面談をしたり、あるいは省庁を訪ねてヒアリ

ングをしたり、そういうもあるでしようけれども、やはり丁寧に御指導いただくには丁寧なあ

る意味での接待が必要かなというふうな感覚になつてもおかしくない。こういうところに構造的な問題があるのではないかといふふうに思つております。

最後に、蛇足でありますけれども、天下り等々

承認している

先生の御指摘の点につきまして、確かに細かいところ、査定という性格のものではあるべきではもちろんありませんが、かなり立ち入って審査をしたかと言われると、私の感じでは、日本銀行の自主性ということを強く意識したといいましょうか、その意識がかなり強く働いて総額でのチェックを

やるにとどめるというような形で対応してきたた
いう感じがいたしております。
○上田(清)委員 予算も決算も大体この程度の一
枚紙だというふうに私は理解しておるのですけれ
ども、これに間違いありませんか。
○山口政府委員 おおむねそういう形でやらせて
いただいておりました。

○上田(清)委員 大変意地悪な質問で恐縮ですが、れども、総額チェックにしても、この一枚のどちら紙でどのような視点で総額チェックをされるのですか。

○山口政府委員 例えば平均給与額というものにつきましては、民間金融機関等のペアの状況がどうであるかというようなことを見ながら、妥当な線かどうかということでやっておるというようなことだと思います。

予算でありますので、これは全くまで上限を超過するものでございます。したがいまして、もし決算書でそれより低い額になりますと、それは当然国庫に納入していただくるものということになるわけでございます。だからといって甘くしたわけではありませんが、日本銀行のおっしゃる根拠というものを一応お聞きしながら、単価掛ける数量という関係でのチェックをしておったということでござります。

○上田(清)委員 単価掛ける数量。そうすると、人數を把握されて、大体一人当たりこんなものかというふうな計算にされるのですか。

そういう考え方でいくと、単純に人數で割ったりすると、女性行員が四〇%ぐらいあって一人一千百万ぐらいいになってしまふということです。そこには退職金

さつばに割り切れないんじやないか。そういう点ではこのべら一枚では不十分じやないかといふうに私は思うのですけれども、そんなことは過去に思われなかつたのでしょうか。

日本銀行の法的な性格、中立性を最大限尊重しなければいけないというところが要素としてございまして、長年そういう形でやってまいつたということだろうと考えております。

が、かえつて強い権限を持つた古い法律でございましたので、むしろそれを乱用してはいけないというような気持ちは強く働き過ぎた。そういった面で、こういう経費予算のチェックについても、どこまでをきっちりやるべきだつたかというのを、本當は、法律がどうあらうとも、先生がおっしゃいましたように、もともとそれは国民の財産であるという観点からすれば、もう少しきめ細かく見た方がよかつたのかなという反省はございま

ただ、あくまで認可予算でございまして、総額をチェックするということです。そのベースになつております給与の基準等は、旧法では認可の制度に何らかかわらしめておりません。したがつて、そこは日本銀行が民間等に準拠して独自に決める。それを明らかにするということになりますと、各人各人の給与が、自分がどれくらい査定されているか、自分の評価がどうなるかというのがあらわになつてしまふという点があつて、なかなかかそういうことも日本銀行としては公表しづらかったたといふ面があつたと思ひます。

そういう面が今度の新しい法律でむしろある程度つきり公表されるという形になつてくるものと考へておりますので、若干反省を込めてそういったことを申し上げたいと思ひます。

〔委員長迴席 井奥委員長代理着席〕

○上田(清)委員 必ずしも私の質問にお答えなっておられません。

大臣、この問題は、基本的な問題として、私給与が高いとか低いとかという問題に矮小化しないんですね。やはり、日銀が持つ通貨発益、独占的なこの権限に対しても大蔵省もあるい

国会もどのような認識で臨むか、これが非常に大事だと思うのですね。何の制限もなく通貨を発して、その発行益が二兆円に上る。そして、さまざまな経費を引いて余った分は国庫に納入するの仕組み。したがって、できるだけさまざまな費を抑えて、この発行益によるところのまさに益を国民に還元する。とりわけこういう国家財

が厳しい中にあって、日銀の持つこの最大限の性というものをどのように認識するかというの一番大事な問題でありまして、給与が高いか安いとかといふ問題に矮小化してはならない、こういうところがこの問題の一一番のポイントであります。

大臣、この日銀の持つ特性に対してどのように
大蔵大臣として認識されておられるか、改めて
伺いしたいと思います。

○松永国務大臣 新日銀法によって日銀の独立
が極めて強く高く保障されるという状況になっ
たわけであります。日銀のもろもろの政策決定等
については、大蔵省は、意見を言うことはできて
決定には加わることのできないという立場にな
ておるわけであります。ただ、大蔵省が日銀の
とについてチェックし得るもののが、予算及び決
の承認権というふうになつてていると思ひます。
そうでありますからゆえに、日銀の予算、決
の承認については、より適正に的確に審査をし
承認を与えるというふうにしなければならぬと
支えない、私はそう思つております。

六三に思します

○上田(憲)委員 肝心の日銀总裁がちょっとおなじみであります。

○井奥委員長代理 それでは、上田清司君から口を
銀の参考人を求められておりましたが、時間がな
くれて、赤松正雄君から質疑を受けたいと思いま
す。赤松正雄君。

○赤松(正)委員 新党平和の赤松正雄でございま
す。

二十七日 昨日ですが、大蔵省の元金融検査部監査官室長の宮川被告、また元金融検査部管理課係員補佐兼金融証券検査官の谷内被告の初公判が東京地裁で開かれ、同時に、先ほど來議論されておられます百人を超える大蔵省内の処分が発表されました。また、収賄罪に問われておられる大蔵官僚、日本道路公団理事、日本銀行幹部、計六人の公判もこれから次々と始まる。既に自殺者も二人出ています。まさに、今や大蔵省の人を見れば萎縮している。まさしく、いつ見ても、どこを見ても

きさえ一般的である、こんなふうに言えると思ふます。

前例のない厳しい処置をしたとか、あるいは生

はど武藤官房長が極めて厳しいものだ、こういふ

ふうにおっしゃっておられますけれども、過剰接種

そのものがこういう日本の社会の中で取りたま

れたということがないわけですから、私は前例が

ないというのには当たり前だらうと思います。

大蔵省は大臣を筆頭にして自净努力を示されな

といふことかもしれませんけれども、私は国民の

一人として、さつき自民党の浜田委員の方からこ

ういう問題に早く始末をつけて新しい段階へとこ

うお話がありましてけれども、私は、そうじやか

い、もつとこの問題にこだわった方がいいといふ

ふうに実は思つております。

とりわけ今回の問題については、いろいろマスクミ等で、日銀や大蔵省のOBの皆さんのがつて金品は絶対だめだったけれども接待はその限りにあらずというふうな受けとめ方をしていた。つまり接待は普通のことだと思っていたというふうな発言をされている方もいらっしゃるということがあり、私は、この問題は非常に重要な問題である、こういうことに早くはじめをつけて次へとうふうにはいかない、しっかりとここでこだわって、この問題の本質的なものにしっかりと我々が真っ正面から向かっていかなければならないということを感じます。

そこで、きょういらっしゃっている大蔵省の幹部で今回の処分の対象になつておられる銀行局長がいらっしゃるので、銀行局長御自身、今回の御自身に対する処分についてどう受けとめられるかというのをまず冒頭に聞かせてください。

○山口政府委員 私も大臣から処分を受けまして、私の場合、今回辞職する職員の監督の責任もございまして、私自身の反省するところもありますして、重く受けとめて今後反省をしていきたいと思っております。

○赤松(正)委員 重く受けとめて反省したいということではあります。私が見せていただいた大蔵省の一連のこの調査及び処分についての書類を見ておりまして、非常にわかりづらいというのを感じます。

ちょっと具体的にお聞きしたいのですが、まず、杉井審議官については過去五年間に民間金融機関から五十六回の会食と十一回のゴルフの接待を受けたということではありますけれども、言つてみれば、杉井審議官とそれから長野局長を比較しますと、杉井審議官の方は特定の民間金融機関、金融機関がそう大きく広がっていない、いわば金融機関が一部に偏っているという指摘ができるのですが、特定の業者とのつき合いということではなくて、会食など百二十七回の接待を受けたということでありますけれども、そういう幅広く大勢の機

○松永国務大臣 特定の金融機関と多数回宴席などが持たれるということは、職務行為について依頼をする等々のことがない場合でも、ややともすれば、その接待をした金融機関等との間に何か不正な、ないしは不当な話し合いがなされておるのぢやなかろうかという、そういう疑いを受ける可能性が強い。そういう意味で、特定の金融機関等から多數回にわたって接待を受けたというのは、これはどちらかといえば状が重いというふうに判断するのが妥当だらうというふうに思います。

多数の金融機関というのは、例えば金融機関等の頭取さん等々の協会その他の会合、その会合に来賓として呼ばれたという形での宴会というのは、これは今申したように職務の公平さ等々についての疑いを持たれる可能性ないし危険性が少ない、そういうことが言えるのぢやなかろうか。したがつて、多数の人からただ儀礼的に宴席があつたというのと、それから特定の金融機関から多數回にわたつて宴席に招待をされたというのとは、情状を判断する上で、特定の金融機関から多數回にわたつて接待を受けたということの方が状は重く見なければならぬというふうに判断をしたところであります。

詳しいことは、必要に応じて官房長から答弁をさせることにいたします。

○武藤政府委員 御指摘の杉井と長野の比較でござりますけれども、回数で申しますと、長野の方が全体を合計しますと百四十回程度ということことで、かなり多いわけでございますが、相手金融機関の数も非常に多いということでございまして、一つの機関との回数という意味では比較的少ないといいますか、幅広いというのはそういう意味でございます。

杉井の場合には、全体で八十回程度でございました。されども、一つは私ども、反復、継続して特定の金融機関の接待を受けるということについて、公務の公正さを疑わせるおそれがあるという判断をしておるわけでございますが、そういうところが複数ございました。

具体名を言えるかというお尋ねでございましたけれども、これは相手方の御協力もいただいておりますので、個別の名前は申し上げるわけにはまいりませんけれども、いわゆる都銀でございま

す。

そういうことで、杉井の場合には今言ったようなことでござりますけれども、なお、もう一つ、お尋ねにはございませんでしたけれども、杉井は、平成四年から七年にかけまして網紀保持についての担当であります秘書課長の職にあつた、そういう立場にありながら接待を受けたいたということもこの判断の重要な要素になったということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○赤松(止)委員 今官房長がおっしゃった中で、特定の銀行の名前を挙げられない。これは全部掌握をしておられるということですね。しているのだけれども言えないということだらうと理解をします。

先ほど大臣が同僚委員の質問に対してもお答えになられた中で私がちょっとと気になるのは、要するに、今回のこの大蔵省の中における調査のやリ方、これは、書類を見ますと、一つは調査対象者との個別面談、二つは諸資料間の相互確認、三つ目は相手方民間金融機関等に対する問い合わせ等を行つた、こういうふうにあります。

さつき、大臣はそれとダブる形で、一つは当初の予定より数があえたので若干おくれた、二つは自己申告が非常に割合まじめだったというふうな発言をされておりました。

そのことはいいのですが、三つ目に問い合わせされた金融機関ということが挙げられているわけですけれども、その辺に関連して、先ほど大臣は、捜査局に押収されているのでその資料がない、捜

○武藤政府委員 私ども、かなり広範にわたりました。したがって、その全部がそうであったかどうかということについては確証はございませんが、私どもが問い合わせた先におきましては、かなりのものがそういう状態にあったというふうに理解しております。

○赤松(正)委員 私が知る範囲というか、私の関係、いろいろな銀行の関係者に聞いた感じでは、大蔵省の問い合わせに対して的確にきちっと金融機関が答えたということについては大いに疑わしいというような判断を私はいたしております。ぜひ、どの金融機関にどういう問い合わせをしたのかというそういうデータについても、私はきちんと公表すべきだというふうに思います。

これは、実は今回のこの問題についてもそうでしたし、もう一つ非常に重要なことは、先ほど上田委員からの質問に対する答えの中で、私は非常に気になりましたことがございます。それをあわせてお伺いしますけれども、要するに、私も上田委員と同じように、今回の事件が招いた状況の中で注意すべきは、やはり九五年春のいわゆる田中島両氏の事件、この事件のあったときにも大変に日本じゅうが大騒ぎになりました。大蔵省への指弾というものが非常に厳しいものがあつたと思います。なぜその教訓が生かされなかつたのかといふことを私も強く思つわけですが、さつき大臣はこうおっしゃいました。平成八年十二月、それより一年前の五月、春、綱紀保持通達が出来されて、翌年の九六年十二月に職員倫理規程が出来た、それで、二、三の例外はあるけれども、特別のものを除けば過剰接待を受けた者はいかなかつた、こうおっしゃいましたね。少なかつた。いい

です。

要するに、九十六年十二月の職員倫理規程以降については、その以降に今日話題になっているこという過剰接待があつたんだではなくて、もっと前からあつたんだ、むしろ九六年十二月以降というのは非常に例外的に少ないんだという意味のことをおっしゃいましたね。それでよろしいですか。

○松永国務大臣 これは官房長から詳細に答えてもらつた方がいいと思いますけれども、まず、厳正に処分をするに当たつての基準的なもの我々は持つたわけあります。その一つは、平成八年十二月に倫理規程というものが定められて、それが各職員に通知がなされておるわけですね。それから、その前の平成七年五月に、「綱紀の厳正な保持について」と題する書類がつくられて、全機関の長にそれが通達をされ、それが全職員に渡る、こういふ仕組みになつておきました。

したがつて、一番重く見るべきは平成八年の十一月以降の分、その次に重く見るべきは平成九年五月以降の分、そしてその前のが、まあ普通に見ると、いいますか、右申したことと比べれば重さのかげんはやや軽い、そういう三つの基準を設けまして、それで処分をする場合に公平さを欠くことがないようにということをやつたわけあります。

それで、内容を見てみますといふと、平成八年十二月、倫理規程発出後は極端に過剰接待等が減少しておる、人によっては全くなくなつた人もいる、こういったことを先ほど申し上げたわけあります。

○赤松(正)委員 一つの基準として九五年の綱紀保持通達あるいは九六年の職員倫理規程というものがあるんだということはわかりますけれども、大臣のお話を聞いておりますと、要するに、私たちは決してその以降に今日問題になつておる過剰接待が全部起つたとはもちろん思つていらないのですけれども、やはり一つポイントは、九六年十二月の職員倫理規程だけでは不十分だ。今の大臣

のお考へだと、これがあつたことによつてその後

はそんなにない。先ほどの上田委員に対しては例外的といふ言葉を使われたり、特別のものを除けば、というお話をあつて、言外に、それ以降いろいろなものがあつたことはそうないんだというふうに認識いたします。

○松永国務大臣 ニュアンスを私は感じました。

改めてお聞きしますが、今職員倫理規程だけでうまくない、いわば公務員倫理法的なものが必ず何ゆえにこういう事件が起つたのかといふ要なんだというふうに世間も言っておりますが、それについてはどう考えられますか。

○松永国務大臣 この点については、この委員会でも、あるいは予算委員会等でも、私はいろいろな人の質問に対しても自身の考え方を答弁の形で述べてまいりました。

倫理というものは、本来的に言えば、制裁がある、制裁を受けるのが怖いから倫理を遵守するといふのでは本当の倫理と言えるだろうか、私はそしあかり、さはさりながら、人間はそれほど完全な人ばかりじゃない。やはり、何らかの制裁があるといふことが倫理にもとる行為をすることを認められる力になる。そう考えますと、私はこの公務員がけんはやや軽い、そういう三つの基準を設けました。それで処分をする場合には何らかの制裁がある。倫理法、これに違反した場合には何らかの制裁がある。というものは必要だという考え方があります。

同時にまた、今回の内部調査を見ましても、平成八年十二月の倫理規程が出た後は、ほとんどない人もおれば、職務の関係上、やむなく星の会合に出て食事をした程度の人もおりませんけれども、例外的には夜の会合をした人もおります。こういうふうに私は思つておるわけです。

しかし、それだけでは完全と言えるかな、十分と言えるかなという感じを持っております。その意味で、公務員倫理法、制裁のある公務員倫理法、これは意味があつたと

わけあります。

○赤松(正)委員 そういう側面は今の大臣のお話でわかりました。
あわせて、私は非常に思いますことは、その五年の中島、田谷事件というものの教訓といいますか、何ゆえにこういう事件が起つたのかといふことについての詳細な報告書といいますか、あの事件と、いうものが起きて先ほど来るような綱紀保持通達を出した、あるいは職員倫理規程をつくったということだけではなくて、その全貌について報告書的なものをつくれたんでしょうか。

○赤松(正)委員 この問題については、先ほど来る人ばかりじゃない。やはり、何らかの制裁があるといふことが倫理にもとる行為をすることを認められる力になる。そう考えますと、私はこの公務員がけんはやや軽い、そういう三つの基準を設けました。それで処分をする場合には何らかの制裁がある。倫理法、これに違反した場合には何らかの制裁がある。というものは必要だという考え方があります。

○赤松(正)委員 この問題については、先ほど来る大臣も、その事件の前後、私の主張、その後ろの詳細な報告をついたかということでございますけれども、そういうものはございません。ただ、いろいろな批判を浴びたことは事実でございました。ただ、それから今日に至るまで、さまざまなかなりいろいろな議論がござりますので、その過程でかなり事実は明らかにされているというふうに考えておられます。

○赤松(正)委員 この問題については、先ほど来る大臣も、その事件の前後、私の主張、その後ろの部分については余りない、例外的なものを除いて、ないというお話をありました。そういう点で、私は、ある意味で、今の大臣のお話をまとめて受けますと、今回のことよりもむしろ中島、田谷事件の方が重要であつたという位置づけができるわけです。ですから、その周辺のことについてしっかりとした上で、ああいう通達の発出になつたということと、そのときそのときにきちっとじめをつけておきます。

○赤松(正)委員 もちろん、御指摘のとおり、それにもかかわらずなぜ今回のような問題が起つたのか、それが省としての考え方というものが十分に取りまとめられた上でのああいう通達の発出になつたということで、そのときそのときにきちっとじめをつけておきます。

○赤松(正)委員 ゼロそれを考えてくださいと言つておられるわけですよ。要するに、反省しますとか、こういうことを踏まえてこういう規程をつくりました、皆十分反省していますということは、それは当然です。わかっています。

暮れにかなり大部の報告書というものをまとめているというふうに、今回の事件もそうですが、も、今官房長、九五年のこの事件についてはそう

いうものはない、ただ、いろいろなことで、どちらで、さまざまなものがあるけれども、一つのまとまつたものはないというお話をしたけれども、ぜひこれは大蔵省として、まずその辺のことと、今回も含めてでもいいですけれども、まとめて、報告書という格好でまとめて国会に出すべきだ、報告書という格好でまとめて国会に出すべきだ、こういうふうに私は思いますが、どう

それは公表できない、はつきりさせられない、言えない、こうおっしゃるわけですけれども、私たち国民の前に九五年の時点の話を含めてやはりきつとしたものをつくるべきだ。こういうことにについて大臣はどう思われますか。

○松永国務大臣 今官房長もお答えをいたしましたとおり、九五年のいわゆる田谷、中島事件、これは特定の人との間の、あるいは特定の会社関係者との間の極めて健全な交際関係で問題になつたわけですが、そのことについては、大蔵省としてはその当時明した範囲内での実は処分をしたという経過があります。

その処分は、今考えてみると、いうと極めて甘かった。その後さらによろしくないことが判明をしたという経過がありますが、この経過にかんがみ、九五年の五月に官房長名で金融機関の全機関の長あてに、「綱紀の厳正な保持について」という文書を発出して、そして全職員にその趣旨が伝わるようにという措置がなされたわけでありますが、その内容についてやや甘い点があったという反省はしたわけですね。したがって、翌年の十二月にはより厳格な倫理規程を設けた、こういう経過になつておるわけであります。

○赤松(正)委員 大臣がおっしゃつてのこととは、私は、やはりこれは非常に閉鎖的な社会としての大蔵省の中で対症療法治的に、その起こつた事件についてどうしようかということをされてきた経緯にすぎないというふうに思うのですよ。

例えば、さつき浜田委員もおっしゃつていましたけれども、ちょっと私は角度は違うのですけれども、今回千人を超える人の調査をされたわけですね。ここで思うことは、一般にもよく新聞等で書かれていますけれども、私も同じ疑問を持つんですけれども、いわゆる金融検査に關係をする人たちを中心に入れて、八万人の職員がいらっしゃるということですから、この千人というの本当に逆に言うと調査の対象が少ないというふうに言えるわけですね。

例えば、過去五年にさかのぼつて金融検査に

主にそういう金融機関とつき合うポジションになっていることです。つまり、私たち国民の側から見て、今回の大臣が先頭に立たれてやられたこの処分についても、やはり際立つて一つの全体像がはつきりしない。どこか一部分についてやつた、その調査の結果こうだ、処分をした、これでどうでしょう、勧告してくださいといふことはうかがえるというか、伝わってくるんですけども、それでは今回の問題が提起している全体の像というものを明らかにしていないではないですか。

○松永国務大臣 二年前の当時は私はこういうポストにいなかつたわけですが、それをすれども、そういうことが一方につけて、同時に私が思つるのは、大蔵大臣は一生懸命やつてゐる、それはやつておられるのはわかりますけれども、その一生懸命やるボーダーといふものは非常に目につく。例えば、さきのう大蔵省が大蔵省の行政の在り方に関する懇談会といふものを開かれたようでしたといふことで大臣は、これはお聞きすると時

間がかかりますので、私は一部の新聞で知つたわけですが、間違つていたら訂正をしていたときも、こんなふうに書かれている記事を発見しました。その大蔵省の行政の在り方に関する懇談会で大臣は、今回厳しい処置をした、これで大蔵省は再スタートするだろう、再出発するだろうといふような印象を持つてもらえるような処分だ

ひ寄せていただけて、それを参考にして国民に信頼される大蔵省にしなければならぬということであります。

〔浜田(靖)委員長代理退席、委員長着席〕

○赤松(正)委員 それは、大蔵大臣が就任をされ

たのはまだそんなに日がたたない、四ヵ月ほどで

すから、先ほど冒頭におつしやつた、私の知らな

いところだというのをそつですけれども、私が

言つてゐるのは、要するに今日に至るまでさまざま

な問題点が、それこそ今に始まつたことではな

くつ指摘をされていました。したがつて、そういうさ

まざまな大蔵省に關係をする懇談会あるいは調査

会、そういうたたかいで、そういう議論がなされてい

たはずですから、ここで改めて識者の方の御意見

を聞く、それは大事なことだらうと思つますけれ

ども、ある意味で既にそういう問題は出尽くして

いる感もあるわけです。

むしろ、先ほど私が申し上げましたように、過

去の事件についてのがつちりとした、深い、突き詰めた自己反省の書といふようなものをつくつ

て、自分たちでどうこの問題について対応してい

くのかということについてみずから体にメスを

入れていく。単に処分をしてそれでいいといふの

ではなくて、あるいはまた学者の意見を聞いてそ

れでお茶を濁すというのではなくて、やはりみず

からそういうたまちとしたものを向けていくと

いう努力が必要だ、こういうことを言つたわけ

がございます。決して誤解をしておるわけではございません。

それで、次にお伺いしたいことは、やはり大臣

もしばしばおっしゃつてありますように、特定の

人の犯した失敗ということではなくて、もっと幅

広い、奥深い問題をはらんでいます。そういうこと

が、従来的な大蔵省の持つてゐる、いわば大蔵省の

行政システムの中に深くビルトインされたような

行き方で、少し考え直したらいいぢやないかとい

関する懇談会なるものが今ごろ、こういう事件が起つたときに、しかもこういう発表をされるその日に聞く、どうも過ぎ去っているなという感じがします。というのは、大蔵省にまつわる審議会というものは幾らもあるわけでしょう。要するに、大蔵省行政にまつわる例えば金融制度調査会などいろいろな調査会、直接的に今回の事件に関するものはないとしても、ふだんから大蔵省の

関係の行政のあり方等についてかねがねいろいろな関心を持ち、また学識をお持ちの方々の意見をぜ

うことがいろいろな場面で挙げられております。例えば、かつて大蔵大臣御自身が、テレビであつたと思ひますけれども、要するに大蔵省の若いキャリアが地方に税務署長として赴任をする。さつき冒頭でも大臣がおっしゃっていましたけれども、若いときにいろいろ周りからちやほやされるということから、だんだんと人間として自分自身の考え方、受けとめ方というものの狂いが生じてくるというような意味のことをおっしゃっておりました。そういう地方の税務署長として、例えは、正確にどういうふうな基準になつていていたのか、二十代の後半あるいは三十代前半でそういうところへ行くというようなことについては、そういう人事慣行は改めた方がいいと私は思つてゐるというふうな趣旨の発言をされたと記憶しておりますけれども、それについて、現時点でのお考え方を聞かせていただきたいと思います。

○松永国務大臣 従来は、大蔵省の考え方としては、若いうちに地方の税務署の署長を経験して税務行政の実態を身につけさせることは有益である。同時にまた、署長として、何といましても、責任ある立場で仕事をするという経験を積ませることも必要である。こういったことで従来から若いうちに税務署長の体験をさせる、こういうことにしてきたものとのようであります。

しかし、我が党の議員の中にも、大変厳しいといいますか、当然のことだと思うのであります。が、税務行政の現場で経験するというならば、署長室に座つておくだけで何の経験になるんだ、その経験をするぐらいならば、一兵卒という言葉を使つた人もおりましたけれども、実際に一生懸命会社経営をやつておる、そういう中小企業等の現場を行つて税に関する調査なり相談なりするといふことで、そういう現場の仕事を実際にやるような経験をさせた方がいいんだという意見が大変強うございまして、私も、なるほどそれはそうだな、こう思つておるわけであります。

同時にまた、一つは、民間の人の話を聞きます

ということを、キャリアでちょっと一年間来る税務署の署長さんは余りいい仕事をしていない、むしろノンキャリアでたたき上げてきた署長さんの方がいい仕事をしている。したがつて、そういうふうな職業でたたき上げてきた署長さんの方をより多く署長にはすべきだという民間側の声がおりました。そういう地方の税務署長として、例えは、正確にどういうふうな基準になつていていたのか、二十代の後半あるいは三十代前半でそういうところへ行くというようなことについては、そういう人事慣行は改めた方がいいと私は思つておるわけでありまして、今までいろいろなことを言つてきましたが、これも謙虚に受けとめて検討をして、そしてなるほど大蔵省は生まれ変わったという実態を速やかにつくり出していくことが大事なことであるというふうに私は思いました。

もう一点、今は若い人の話をしましたけれども、これはOBの方の問題です。これもいろいろな場面で既に指摘をされていることですけれども、例えは、今回さまざま人がいらっしゃる。銀行局長を初めとしてさまざまな処分を受けられたわけですが、処分を受けても時間がたば結局もとへ戻る、復活するという部分があります。もちろん、そのことをずっと引きずらなくてはいけないと、その意味ではありませんけれども、逆に、むしろ処分そのものが根がつくというふうな部分が必ずしもないわけではない。

○赤松(正)委員 ゼひそれは言葉だけに終わらせていただきたくないと思います。強く進めていいと思います。

もう一点、今は若い人の話をしましたけれども、これはOBの方の問題です。これもいろいろな場面で既に指摘をされていることですけれども、例えは、今回さまざま人がいらっしゃる。銀行局長を初めとしてさまざまな処分を受けられたわけですが、処分を受けても時間がたば結局もとへ戻る、復活するという部分があります。もちろん、そのことをずっと引きずらなくてはいけないと、その意味ではありませんけれども、逆に、むしろ処分そのものが根がつくというふうな部分が必ずしもないわけではない。

○赤松(正)委員 ゼひそれは言葉だけに終わらせていただきたくないと思います。

それからもう一つ、退職金等の問題でございまして、しかもその処分は、今回の場合はほとんどの人が自己の行為に基づく処分であります。いわゆる監督責任者としての処分はほとんどありません。強いて言えば、きょういらっしゃる山口局長、これは監督者責任も加味した上で処分であったわけであります。

○村上委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 速水総裁以下、日銀の皆様方、御多用中のところありがとうございます。

忘れないうちに申し上げますが、武藤官房長、

忘れないでください。お願いしておきます。

○武藤政府委員 ただいま、処分の事由といふのを示せということでございますけれども、私どもは從来から、御質問があれば口頭で御説明をさせていただいておりますが、今のお話につきましては、検討させていただきたいと思ひます。

最後に、すべてを禁止するという前に、とりあえず天下り先の退職金を廃止するなどといったそういう根本的なことを導入するつもりはないのか。例えば千葉県の柏市、これは非常に例がマイナーかもしれませんけれども、市職員OBが天下りの外郭団体をやめる際に退職金は支給しないよう外郭団体を要請して、ほんどの団体がそれを受け入れるというようなニーズが出ておりました。そういったことも含めて天下りといふ問題について抜本的なことを打ち出す用意はないか、そういうことをお聞きして、終わりたいと思います。

○松永国務大臣 よく国会議員が大蔵省をやめて民間に行つた人のことを天下りと言つたんですね。あるいはまたそれに類した言葉を使つていてくれども、私は天下りといふ言葉は大嫌いなんです。天下りといえば、大蔵省が上で民間の方が下、だから天下りと言つた人のことを天下りと言つたんですね。私は、大蔵省の経験者で余りいいことをしていないような人の場合には、余りいい言葉じやありませんけれども、大蔵崩れという言葉を使つたりするのです。したがつて、できる限り天下りといふ言葉は使わぬようにして、再就職というのがいいんじやないでしょうか。そうせねばおかしい、私はこう思つておるわけあります。

いずれにせよ、先ほど、処分の話でございましたが、今回の処分は内規による処分ではなくて、しかもその処分は、今回の場合はほとんどの人が自己の行為に基づく処分であります。いわゆる監督責任者としての処分はほとんどありません。強いて言えば、きょういらっしゃる山口局長、これは監督者責任も加味した上で処分であったわけであります。

○赤松(正)委員 終わります。

その後には必ずマイナスの評価がなされるということがありますので、懲戒などになるということは絶対ないということを申し上げておきたいわけです。その人が公務員としての立場で物事をする場合には必ずマイナスの評価がなされるということはなるんですね。給与の面でもしかり。それからまた、将来、昇進等の場合にも、これは大きなマイナスの評価を受けるというふうに聞いております。さようなわけで懲戒などということはないのです。

○松永国務大臣 実は国家公務員法に基づく処分なんではありませんが、今回の処分は内規による処分ではなくて、しかもその処分は、今回の場合はほとんどの人が自己の行為に基づく処分であります。いわゆる監督責任者としての処分はほとんどありません。強いて言えば、きょういらっしゃる山口局長、これは監督者責任も加味した上で処分であったわけであります。

○村上委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 速水総裁以下、日銀の皆様方、御多用中のところありがとうございます。

忘れないでください。お願いしておきます。

○武藤政府委員 ただいま、処分の事由といふのを示せということでございますけれども、私どもは從来から、御質問があれば口頭で御説明をさせていただいておりますが、今のお話につきましては、検討させていただきたいと思ひます。

○上田(清)委員 よろしくお願ひいたします。

總裁、たまたまTBSの報道端に端を発しておりますが、私は、先ほど大臣とも、単に給与が高いとか安いとか、こういう問題に矮小化してはならぬ。日銀の独占的に持つ発行権、これによつてもたらされるところの発行益は国民の貴重な財産だ、この認識に立つておのずから日銀の行政、日銀の業務というのを考えなくてはいけない。みんなの譽りもあつてはいけない。発行益は国民に還元する。こういうきちつとした姿勢が必要だ。アメリカの連邦準備金は、ルールによって、私も正確さにちよつと欠けておりますが、九五%はもともと国庫に納入する仕組みをつくっているはずです。そういう視点からも、例え日銀の予算全体を見ても、五%でなく約一〇%ですから、倍の経費を使つて、こういう認識にもなるわけであります。そういう視点が私の根底の中にあるといふことを御認識の上に、ぜひ御答弁を速やかにいただきたいといふふうに思います。

実は、TBSの報道がございまして、やはりそういう認識に立つて私なりに気になりまつたので、みじんの疑いもあつてはならないということでお資料要求をしておりましたけれども、小刻みに出てくるのですが、今日に至つても十分出していただけない。特に、近年の三、四年は、もちろん民間の市中銀行も下げてきておられますから、一緒に下がってきておられる。しかし、五十八年以降はどうなのかといふことで提出をお願いしているところですが、なかなか出でこない。これは、日銀の内部の仕組みとしていかなる状態になつているのか。

先ほど銀行局長にお伺いしましたけれども、余りきちつとしたルールに基づいてそういう整理もしてないといふようなことも伺つております。だから遅いんだといふふうなことを言われておりまづけれども、私に言わせればとても信じられないくらいの資料がさっさと出てこない。ついでまわりきちつとした資料がさっさと出てこない。つじつま合はせでもやつてあるんだやなからうかといふうに疑わざるを得ないような状況であります。

この点について、總裁、いかがですか。

○速水参考人 上田委員には、御質問を分断させます。ただいま御質問の銀行券の発行益はどうしているかということ、まことにこれは中央銀行の機能の本質にかかる御質問でございます。簡単に説明させていただきます。

日本銀行は、御承知のように、独占的な通貨発行権を認められておるわけございまして、現在在、約四十九兆円、五十兆円近い銀行券を発行いたしております。これは、内外で持たれておるわけございますが、この四十九兆円の銀行券発行シートでは債務勘定なんです。これに見合つて資産に国債があつたり銀行に対する貸し出しがあつたり、あるいは外貨を持つたりといったようなことになつておるわけでございます。ただ、御指摘のようにこれは無利子で、銀行券を発行して、債務でありますけれども、利息は払つてないわけでございます。したがつて、運用益が出てくるからそれが発行益になるはずだという御質問かと思ひます。これは確かに収益になるわけですから、銀行券を発行するにつきましては、印刷費それから私どもの諸経費、こういうものを差し引いて、さらには内部留保を撲滅した残高を国庫に納付する。それらも差し引いて純益として一兆五千億ぐらいのものが昨年度あたり出でているわけですから、これから通常の計算で所得税を二千二百億ぐらい、それから支店長、こういう人たちが全部ここで含まれているわけございます。

○上田(清)委員 そうしますと、總裁、これは給与の問題に私はしたくないのですが、ちょっと数字で幾つか気になることがございまして、課長の中にもいろいろ給与の差があると思いますので、雑駁で結構です、あるいは理事でも結構ですが、二千万元以上の給与を四月一日現在でいただいています。

○鴨志田参考人 ちよつと申しわけございません。

○上田(清)委員 先ほど總裁のいらしゃらない間に局長等とお話をさせていただきまして、十分な査定をやつていいということを言っておられました。それはいいです。見解の相違でいろいろ議論がございます。

それはお尋ねします。もう時間が少くなつておりますので、お尋ねした点だけ。

支店長、局長クラスの人数は何人おられますか。

○鴨志田参考人 お答えいたします。

いわゆる我々の資格で参事級と言つておりますが、これが四月一日現在九十名でございます。それから、課長級が百五十名でございます。それから調査役級が三百三十九名でございまして、これがいわゆる管理職というレベルでございまして、全体で五百七十九名でございます。

○上田(清)委員 課長と局長、支店長の間にいらっしゃる次長級といふのはどこに入つているのですか。

○鴨志田参考人 お答えいたします。

ちよつと言葉が足らなかつたかもしれませんのが、この参事級といふ中に、局長、室長、研究所の所長、それから審議役、局に次長を置いているところがございますが、次長、それから局にいる参事、それから支店長、こういう人たちが全部ここに含まれているわけございます。

○上田(清)委員 そういう總裁の言葉ですから、後で理事や職員の皆様方には、明確に委員会で言われましたので、今後、退席を許しませんので。それで、お伺いしますが、昨年の四月二十五日の大蔵委員会で自民党の砂田議員が質問され、當時の松下總裁が、二千万元以上もらつている職員は何人いるのだと言つたら、八十人と言つています。それで、おもたくさんもらつていている人がいるのですから、今の参事級の九十人と違いますね。年々減らしているのでしょうか。ふえるわけはないですね。多分、平成七年度の話をされたと思いまして。課長でもたくさんもらつてている人がいるのですから、今の参事級の九十人と違いますね。松下總裁は、どうしてですか。

○鴨志田参考人 お答えいたします。

その当時、給与等の削減ということを考えておりましたので、恐らく削減の方針ということを頭に置いてお答えになつた数字じゃないかと思いま

最近、政策の問題でツーレート・ツーリトルといふふうに言われますが、まさに今回の発表もそのツーレート・ツーリトルと全く同じではないか。そしてまた、ここから思いますが、あれも隠そこれも隠そ、そういう思いばかりが先に来て、結局こういう形になつてきているのではないか。もちろん、大蔵省の、また日銀の当事者の方々からすれば、僕はどうなるんだ、あのときどうなつていてるんだ、あいつの方が何でこんな軽いんだとか、それぞれの考え方はあるでしょうが、しかしながら、私ども、そして国民の皆様からすれば、こんなのでもう幕をおろしてしまいかというような思いが強いことと思います。

つまり、もうそこまで日銀にしても大蔵にして

もコンフォーデンスというものを欠落させてしまっている。私は、最大の罪は、不祥事を起こしたということをさることながら、結果としての日本に対する大蔵省に対する、日銀に対するそ

ういった信頼感の欠如、これこそが最も大きな犯罪ではなかろうかというふうに思うわけでござい

ます。

それで、きょうも日経平均、きのうのニュ

ヨードの急落を受けまして、もう三百円近く下げ

て一万五千三百円台というところをうろうろして

いるようございます。その後の最終的な数字は

わかりませんが、前回もこの大蔵委員会に大手銀

行の九行の頭取にお越しただいて、そしてもう

皆さんコメツキバッタのように謝っていかれたわ

けでございますが、折しもその日はシティコープ

とトライアード・グループの大合併の発表され

た日でございました。また、その後も強いて同士

が合併をするということで、まさに日本を除く金

融機関、今世界での大編成、大再編の大きくな

りがあるわけでございますが、片や日本におきま

しては、どこがこれから危なくなるからどこかで

敷落をしようといふふうなマイナスの意味での再

編の動きになつていてるわけでござります。

まず大蔵大臣にお伺いしたいのですけれども、この連休前にぎりぎりに発表されたわけござい

ます。そもそも、その連休の間に挟まって、みんなが連休で頭をとられているところに発表しようとしたんじやないかとさえ私ども読んでしまったが、この中身をもつと大幅に公表すべきではないかというふうに思うのですけれども、一体これ以上上の公表はないんでしょうか。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○松永國務大臣 戰止な処分をしたわけでありましたが……（発言する者あり）何に比べて甘いかといふ問題もあるわけですから、後で共産党さんの質問の場合に必要があればお答えいたしますけれども、今は小池委員の質問でありますから小池委員にお答えします。

私は一つ考えますことは、最近はちょっとした

ことでも新聞、雑誌、テレビ等々がその家庭に押

しかけまして、そしてその子どもや奥さんまで

迷惑をかけるという事態がしばしば見られる。私

は、そういう被害は最小限に食いとめなければ子

どもがかわいそうという気持ちを持っておりま

す。しかし、特に重い人についてはそういう点の

迷惑も甘受してもらわなければいかぬという考

え方を持つわけであります。

したがいまして、比較的非行の程度、非違の程

度が軽い者等については、そういう迷惑というか

被害を奥さんや子供さんに及ぼすのは忍びない。

したがいまして、文書厳重注意以上については氏

名あるいはまたその地位というものを明らかにし

たところであります。

○小池委員 今大臣のお話を伺つて、私は

これは本末転倒以外の何物でもないというふうに

思ひます。

まず、問題がある、また、問題を起こした、そ

れが一人であれ集団であれ、それが起きたから今

これだけの問題になつていて、そして本来である

ならば世界経済もしくはアジアの経済の牽引役に

なるべき日本経済が今ずぶずぶの状態で、そして

今日はアメリカの株価も急落しています。では一

体どうするんだということで、本当に今世界の危

機を迎えてる状況にあると私は思うのですね。

そこにマスコミが押しかけるからとかそういう話になつてくると、それは私は違うと思いませんね。

それはマスコミの問題もあるでしよう。そし

て、冤罪というような形で名誉が守られない場合

もございます。しかし、今回のケースは、これは文書なりで処分するということは、やはり明らかに大蔵省も非を認めての話なわけですよ。だから、そこには既に行方が発生しているからそういうことになるなんであつて、では、家族がかわいそうということになつたら、つぶれた山一証券の問題なんかどうなるんですか。それから、大蔵のOBの方々が天下つてているような銀行も、それだってたくさんもうつぶれているんじゃないですか。そこで路頭に迷っている人たちの家族は一体どうな

るんですか。

これはまさしく裁量行政、そしてこれまでの護

送船団の金融行政の誤りが今ここへ来て出てきて

いるわけでしょう。大蔵省の人がどうして今被害者面するんですか。私はそれは絶対に解せません。大蔵大臣、答えてください。

○松永國務大臣 過去五年にさかのぼつて大蔵省の職員で特に金融関連部局に在職している者、あるいはまた過去五年にさかのぼつて在職した経験のある者等が民間金融機関から過剰な接待を受けたなどの非違があつたかどうか、相当縝密に内部調査をしたわけであります。

その結果として、その程度に応じてそれぞれ厳正な処分をしたわけですが、しかし、極めて軽微な者については、これを公表して奥さんや子供にまで非常なマスコミその他の集中砲火を浴びるようなことは、これはできることならば断然

してやつてほしいなという気持ちを私は先ほど申

したわけであります。大蔵省が被害者とか、非違を犯した人が被害者というのを申し上げたわけではありません。

○小池委員 軽微とか、それから節度だとか行

つてしまつとも、それ以外の者であつても具体的に重

大な疑惑があるといふふうなならば、それは一般的論として、戦止な調査をして、そして戦止に對処することは、これは当然のことであります。

○小池委員 しかし、例えば官官接待だつて、こ

れだけの問題でしよう。相手が金融機関だ

から、これはこれからのビッグバンに移つていく

ために不都合であるとか、もしくは、ひょとし

たら、六月に金融監督庁ができるからそれまでに

いろいろなうみを出しておこう。一掃しておこう。というお掃除感覚で金融関連部局に限ったのじゃないかと思いますし、また、五年間ということですけれども、では何で五年間なんだという理由は、私は何度もここで聞いているけれども、納得はできない。ましてや、これはだれしも、銀行関係者、金融機関も言うし、マスコミも言うのですけれども、主計の方に主なメスが入っていないのじやないかというのは、省内でもこれは不公平感を生んでいるわけです。

例えば、キャリアの人なんて八万人全員いるわけではないじやないです。これを対象に全部をやるということにした方が、私は、今求められてるのは、癒着の問題、いろいろある、こうやって接待の問題で処分をする、であるけれどもそれが一部であるということの問題が、いや、もつとあるのじやないか、もつとすごいことがあるのじやないかということが市場に疑心暗鬼を呼び、そして国民からは、大蔵、そして日銀に對しても同じような不信感を抱いています。それこそが最大の問題だ。そしてそれはもう犯罪に等しいということを先ほど申し上げたわけなんですね。

大蔵大臣、それでは、このキャリア全部の方に対しても、数は限られていますよ。今回だつて千人近くやつたわけでしょう。これを全体に広げるというお考えは全くないのでですか。

○松永国務大臣 委員もある役所の重いポストにつかれた経験もあるわけあります。私もそういう経験があります。国家公務員が犯罪者の集団みたいに言われることは、これは御遠慮願いたい。しかも、犯罪というのは勝手につくつてはいかぬのです。罪刑法定主義、これとこれが犯罪、こうなつておるわけでありますから、そういうことであります。私が先ほど使つておる言葉は、犯罪といふ言葉は使つておりません。私は非連、非行も、調査をして、そしてその重さに応じて厳正な

処分を実はしたところであります。

先ほども御答弁申し上げましたが、それ以外にも、金融関連部局以外にも具体的に重大な疑惑があるということであれば、それは任命権者として真相を解明するよう努めをし、そしてその結果に基づいて厳正な処置をするということは当然のことだと先ほども答弁したところであります。

○小池委員 先ほどから私が申し上げているのは、例えば今回の調査でも、省内で不公平感というものは実際あるわけですよ。例えば、これを拝見してしまったら、それぞれ停職、そして減給六ヶ月、四ヶ月、二ヶ月、一ヶ月というふうにありますけれども、私の知る範囲、これが何か抜け穴みたいのがあって、服務管理官に承認を受けたものは含まないとか何かいろいろあつたりして、この辺のところがよくわからぬから余計また疑心暗鬼になるわけだから、全部公表しろと言つていいのです。

例えば今回のでも、何でこの人が六ヶ月でなぜこの人が二ヶ月かなんというのは我々にとってみればわからぬわけですよ。厳正に調べて、その結果処分をしたとおつしやるけれども、例えば最近新聞で言われているのは、銀行や証券もさることながら、保険の業界からの接待の方が実は多かったということが随分出ているわけですよ。それなんかはちゃんとここに出てきているのでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○武蔵政府委員 保険の業界につきましても私ども対象といたしました。例えば、国家公務員法上の処分の対象ではないけれども、辞職した者一名といふことで、具体的に佐藤という名前が出ておりますけれども、これは保険関係の接待におきまして行き過ぎがあつたということが認められました。

○小池委員 大蔵大臣、さのうはお二方、三人にならぬのか、辞表をお受け取りになつたということですが、この退職金の扱いについてはどういうふうになさるおつもりなんでしょうか。

○松永国務大臣 そのことについては、私の方で

ども、例えばキャリアの方々は数限られていま

す。この方々について、五年といわば十年でも、いやそれは結局大蔵省のためになるし、日本の金融界にとつても私はプラスになると思うから言つてます。これこそディスクロージャーで融界にとつても私はプラスになると思うから言つてます。これこそディスクロージャーで融界にとつても私はプラスになると思うから言つてます。これは、例えばキャリア全体もつときちつとやらないと、市場がそれにこたえます。フリー、フェア、グローバルとおっしゃるはずないじやないです。例えばキャリア全体に対しての調査をもう一度やるということなどはいかがなんですか。

それともう一点、大蔵大臣に伺いたいのは、今回、田谷、中島事件というのがありました。今回、それを処分を受けて、御自分で辞表を出されただのがあつて、服務管理官に承認を受けたものは含まないとか何かいろいろあつたりして、この辺のところがよくわからぬから余計また疑心暗鬼になるわけだから、全部公表しろと言つていいのです。キャリア全体を調査するつもりはないのか、それともう一点、大蔵大臣に伺いたいのは、前回、田谷、中島事件というのがありました。今回、それを処分を受けて、御自分で辞表を出された方が何人かおられますけれども、例えば中島さん、田谷さんの退職金は払われたのでしょうか。この点はいかがなのか、二点について伺います。キャリア全体を調査するつもりはないのか、それともう一点、大蔵大臣に伺いたいのは、前回、田谷、中島事件というのがありました。今回、それを処分を受けて、御自分で辞表を出された方が何人かおられますけれども、例えば中島さん、田谷さんの退職金は払われたのでしょうか。この点はいかがなのか、二点について伺います。

○武蔵政府委員 中島につきましては、御承知のとおりさまざまなる疑惑が、当初訓告という形で処

りますとか、あるいはいろいろな方面からの金銭

の受領があつたのではないかといったような話がございまして、辞職後自主的に、退職金は受け取

らないということで辞退をしております。

田谷につきましては、当初の調査のときに税関

長から官房付になつたわけでござりますけれども、その後それ以上の問題の指摘は具体的にはございませんで、それから数ヵ月後に辞職いたしましたけれども、この者は退職金を受け取つております。

○小池委員 大蔵大臣、さのうはお二方、三人にならぬのか、辞表をお受け取りになつたということですが、この退職金の扱いについてはどういうふうになさるおつもりなんでしょうか。

○松永国務大臣 そのことについては、私の方で

○小池委員 でも、お決めになるのは職務上大臣のはずですね。いつごろお決めになるのですか。

○武蔵政府委員 國家公務員法上、御承知のとおり、懲戒免職処分を受けた者は退職金を受け取る資格を喪失いたしますけれども、それ以外の者は、退職金を受け取る法律上の権利といいます。ならば、まずみずからディスクロージャーをもらつきちつとやらないと、市場がそれにこたえます。フリー、フェア、グローバルとおっしゃるはずないじやないです。例えばキャリア全体に対しての調査をもう一度やるということなどはいかがなんですか。

それともう一点、大蔵大臣に伺いたいのは、前回、田谷、中島事件というのがありました。今回、それを処分を受けて、御自分で辞表を出された方が何人かおられますけれども、例えば中島さん、田谷さんの退職金は払われたのでしょうか。この点はいかがなのか、二点について伺います。キャリア全体を調査するつもりはないのか、それともう一点、大蔵大臣に伺いたいのは、前回、田谷、中島事件というのがありました。今回、それを処分を受けて、御自分で辞表を出された方が何人かおられますけれども、例えば中島さん、田谷さんの退職金は払われたのでしょうか。この点はいかがなのか、二点について伺います。

○武蔵政府委員 中島につきましては、御承知のとおりさまざまなる疑惑が、当初訓告という形で処

りますとか、あるいはいろいろな方面からの金銭

の受領があつたのではないかといったような話がございまして、辞職後自主的に、退職金は受け取

らないということで辞退をしております。

田谷につきましては、当初の調査のときに税関

長から官房付になつたわけでござりますけれども、その後それ以上の問題の指摘は具体的にはございませんで、それから数ヵ月後に辞職いたしましたけれども、この者は退職金を受け取つております。

○小池委員 大蔵大臣、さのうはお二方、三人にならぬのか、辞表をお受け取りになつたということですが、この退職金の扱いについてはどういうふうになさるおつもりなんでしょうか。

○松永国務大臣 そのことについては、私の方で

いうふうに私は思いますし、また、考査局といふのはこれから新生日銀として、前回の大蔵委員会のときにも申させていただきましたけれども、一番基本的に、肝心なところになるんじゃないかな。それが、これは新生日銀の前だとおっしゃるかもしれないけれども、接待を受けた例も見られた。ひょっとしたらここに多々というふうに入れた方がいいんじゃないかと思つているのですけれども、この二点、若干名そして接待を受けた考査局の点なども含めてお答えください。

○速水参考人 情報を漏らした者が若干名といら
ものにつきましては調査役以下の者でございまし
て、やはり四名ほどが謹責処分を受けておりま
す。

が、処分は、節度を超えた接待等により日本銀行の信用や名誉を傷つけたことに対する強烈な自覚を促すという趣旨から行つたものでございまして、接待の頻度、内容、時期、接待を受けた者の立場等を総合的に勘案して処分の軽重を決めたものであります。その際、同じような行為であれば、本行の信用確保についてより重い責任を有する上席者ほど厳しい処分になつております。

は、考査中、特に考査先から接待を受けることは世間から見れば疑惑を招きかねないものだけに、状況をしつかり吟味して、その立場等も勘案して譴責ないし戒告処分といたしております。その点

〇小池委員 結局、基準というのは極めてあいまいであることがよくわかりました。確かに難しいことは難しいのでございましょうし、また、日銀にとつても、そういうものとなる基準そのもののがなかつたということも大きな反省点ではなかろうかというふうに思います。

お金と地位と、そんな方程式でもできればいいのでしょうけれども、そんなものはできない。基本

的には、公務員倫理法、及びみなし公務員である日銀に対しても同じように厳しい倫理法を早急につくる必要がある。我々は新進党時代にとっくにそういうものをしてはいるんですけども、ずっとそれは無視されてきてしまって、今ころになつてわいわい言つているということの方が大きな問題かと思います。

それで何したいのは、日銀の方、先ほどから、またこのところ上田議員などが日銀の職員数の水増しの問題をずっと追及しておられます。例えれば、中央銀行の職員数がそのたびにふえたり減ったり、アカウンタビリティーという言葉を先ほども使いましたけれども、アカントという言葉はそもそも数を教えるという意味でございまして、中央銀行が職員の数さえ教えられないというのは、アカウンタビリティーから最も遠いということをみずから証明しているような、恥ずかしい話だと私は思います。

外部監査を導入したらどうかというふうに思うわけですが、そこでございます。例えば、ドイツのブンデスバンクや、フランスなどでは中央銀行にも外部監査が入るというふうに聞いております。つまり、これでつ日本は、六十億を越えるナレル

ちよつとその距離がほかの公務員と違うといふことから、ある意味でそこが抜け落ちていたのいやないかと思うのですね。私はそこで、それに対し方策として、また新しいシステムとして、日銀の外部監査をすべきではないかというふうに考えておりますが、総裁はどうお考えになりますでしょうか。

で、情報漏えいを調査役以下、譲貰と申し上げましたけれども、それは間違つておりまして、まだ裁判も決まっておりませんことで、これは今のところは厳重注意ということになつております。先

ほどの譴責というのは撤回させていただきます。
それから、御指摘のように、日本銀行の場合は接待として明確なルールがございませんので、し

かも七百十行ぐらいの取引先があつて、五年間で六十回以上の者を譲り受けるという、一応、本人の場合には行為責任というものはそういう基準を設けて、月一回ということでござりますけれども、その質が先ほど申し上げましたようにいろいろござります。そういうことがあった上で、私どもは元にしては、組織としてこういうことを行うようなな

気があつたなどということは本当に反省しなければいけないことで、ルールもつくるといなかつたことに対して、前の正副総裁は責任をとつて辞任をしているわけでござります。

ルができておりますし、今後はそういうことはおこらないだろう。私どもとしても、新しい日銀をつくつてしまりたい、新しい意味での市場あるいは金融機関とのつき合いの関係というもの、取引の関係といふものをつくり上げていかなければいけないというふうに思っております。

でしたので、理事に答えてもらいます。
○鶴志田参考人 外部監査というお話をございま
すが、日本銀行は会計検査院が必ず検査しなければならない法人ということになつておりまして、
まことに、さきほどお話を伺つたところによると、

それから、こういうふうに会計検査院という第三者の検査を受けることを義務づけられておりまして、例えは民間の監査法人等の新たな外部監査を追加的に受ける必要は必ずしもないのではないか。今、こういう認識を持っております。○小池委員では、会計検査院が検査をしているのに、何でそんなに人間嫌の頭数が出す書類のこと

に違つてくるんですか。そうすると、会計検査院がきっちりと検査をしていないことに、向こうの方に話が行つてしましますけれども、そんなのでいいんでしようか。

つまり、私は、これまでの職員水増し事件の話を見ておりましても、会計検査院と日銀との間が一種ブラックホールのようになっていて、結果的に

に機能を果たしていないのじゃないか、だから、それではいけないから外部の監査を入れるべきではないかという趣旨でお話ししているのであって、もし会計検査院がきつちりと機能を果たしているならば、もしくは日銀と会計検査院が緊張関係にあるのならば、今のような事態は起ららないではないですか。いかがでしょうか。

○鶴志田参考人 お答えいたします。
まず、人数があれこれ違うというのは、そういう予算をつくる上での人数と実際の人数というとの違いはございますが、何かそこで意図的に操作して人数を変えていくとか、そういう事実はございません。

○小池委員 上田議員の書類で、実人員というタ
イトルがここに打ってありまして、人員に実がつ
かないものは、ではにせ人員 何と言うのかわから
りませんが、いざれだいたしましても、今回の太
さいません、それで、会計検査院に対しまして
も、きちんとした人數を御報告しているところで
ござります。

蔵の、そして日銀の調査結果の公表、そしてまさに結果そのものの、処分その他の含めまして、多くの國民が、また結局これでお茶を濁していくの間にかみんなが忘れることを期待していこうというような、つまり、いつまでも隠そ隠そそういう意識がいまだに変わっていないのではないかといふことを、みんなが取っているわけでございます。よつて、これからは本当の意味でのフリー、フェア、グローバルを目指すのであるならば、その核になつておられる、もしくはもうその核は余り機能しない方がフリー、フェア、グローバルが果たせるというふうに思いますけれども、そこが本当に大きく生まれ変わらない限りはまた同じく

繰り返しが行われるのではないか。
先ほども赤松議員の方からも指摘がございました
たけれども、きのうになつて、これは私が受けた
印象でございますけれども、また有識者という、

何かタイトルはそういうふうなのがついて懇談会がばたばたと開かれて、また同じことを繰り返しているではないかというのが私の感覚でございま

すし、まだわかつてないのだなという気持ちが強い。

また、大蔵省の若い方々といふのも、もういかげんにしたいといふふうなこともおっしゃっておられます。むしろ僕たちに任せてほしいというようなこともおっしゃっている。きのうやめられた長野証券局長は、どうせやめるのならばみんなと一緒にやめようというようなことを提倡しておられたというようなマスコミ報道もございました。

まさにページとは申しませんけれども、でも、それは大蔵省の今、上方におられる方にとつては大変なことですけれども、私は、日本の金融行政、そして今後のフリー、フェア、グローバルを目指すならば、それぐらいの大胆なことをやってもいいのではないかというふうにも思うわけでございます。

いずれにいたしましても、もう隠そう隠そうといふことはやめていただきたい。だから、そつくりこれを公表したらいかがでしょうか。そして、キャリア全体、数は知れています。数少ないからエリートだ、キャリアだといってみんなが持ち上りたまではございません。全容が公表されないままさらになってしまいません。全容が公表されないまままでこれで一件落着といふことは、國民は到底納得できないと思うわけであります。

きょうの東京新聞などでも、処分は大蔵省が下したもので内部への処分は甘い、公務員の退職金も税金から出るのだから処分は軽い、懲戒免職にすべきだ、許しがたい、公務員全体の信頼を失墜させてしまった罪は減給で済まない、退職は当然

としてまた、今回の退職金問題、これも今後どのようになるのか、國民は注視しています。別に、私は魔女狩りとかそういうことは申しません。しかし、國民感情というのも実際にはある。そういうことも含めて、今回の発表について、大蔵大臣に、これからこれを踏まえてどうやっていくのか、決意を伺つて、私の質問を終わらせていただきます。

○松永国務大臣 一月以来、担当者がそれこそ一生懸命になって内部調査をし、そして接待をした側からの話も十分承った上で、不公平にならぬよう、できる限り念には念を入れて内部調査をしました結果、それに基づく厳正な処分をしたところでありまして、これを契機に、大蔵省が國民から信頼される、そういう役所として、非常に大事なこ

の時期でありますから、経済、景気対策、その他しっかり仕事を進めていける、そういう役所として機能していく様にこれからやつていかなければならぬ、こう思つていろいろございま

す。おられます。むしろ僕たちに任せてほしいというようなこともおっしゃっている。きのうやめられた長野証券局長は、どうせやめるのならばみんなと一緒にやめようといふふうなことをおっしゃつておられたというふうなマスコミ報道もございました。

○小池委員 ありがとうございました。

○村上委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産黨の佐々木憲昭でございます。

接待汚職に関する大蔵省の内部調査と処分の公表で、大蔵省と金融業界との癒着というのがいかに深刻なものであるか、構造的なものであるかと、いうことが明確になりつつあります。ところが、この接待というものの中身がどういう目的で行われたのか、あるいは、接待の結果、大蔵行政がどういった影響を受けたのか、こういう点が一切明らかにならなくなっています。国民は到底納得できないと思うわけであります。

きょうの東京新聞などでも、処分は大蔵省が下

したもので内部への処分は甘い、公務員の退職金も税金から出るのだから処分は軽い、懲戒免職にすべきだ、許しがたい、公務員全体の信頼を失墜させてしまった罪は減給で済まない、退職は当然

として、今回、百十二人の処分が発表されたわけであります。この処分のランクづけがありますね。停職、それから減給あるいは戒告。ところが、それぞれの基準というものが示されておりません。つまり、減給と停職との間の基準といいますか、仕切りはどこにあるのか、あるいは戒告と減給との間の仕切りはどこにあるのか。つまり、接待の内容を具体的な基準として示していただきたい、こう思います。

そこで、具体的にお聞きをしたいと思います。

大臣談話で松永大蔵大臣は、「金融機関との間に行き過ぎた関係があつた」というふうにあります。

そこで、具体的にお聞きをしたいと思います。

まさに表現だと思うわけです。極めてあい

た関係になるのか、何を基準にその点を判断され

るのか、松永大蔵大臣にまずこの点をお聞きした

いと思います。

○松永国務大臣 これは大蔵省だけではありません。すべての公務員に当てはまるこだと思いま

すけれども、自分の職務と関係のある人、そういう人から接待を受けるなどということは、これは当然のことながらよくないことではありますから、

そういうことながらよくないことではあります。原則として会食は行わないといったようなことがあったというものが、殘念ながらそういう認識が職員の中にあるのも事実でございます。

ただ、たまたま親しい友人が、久しぶりだから一杯やるかなんというような場合のことは、これ

は常識の範囲内じゃなかろうか、こう思っています。

が、そういう特別ではないのに自分の職務に關係のある者との間に接待を受けるということは、これは公務員の倫理として許されないことだといふうに私は思います。

○佐々木(憲)委員 職務に關係のある業者との間

の接続といふものの中身がどういう目的で行われたのか、あるいは、接待の結果、大蔵行政がどういった影響を受けたのか、こういう点が一切明確にならなくなっています。国民は到底納得できません。

そこで、今回、百十二人の処分が発表されたわけであります。この処分のランクづけがありますね。停職、それから減給あるいは戒告。ところが、それぞれの基準というものが示されておりません。つまり、減給と停職との間の基準といいますか、仕切りはどこにあるのか、あるいは戒告と減給との間の仕切りはどこにあるのか。つまり、接待の内容を具体的な基準として示していただきたい、こう思います。

そこで、具体的にお聞きをしたいと思います。

大臣談話で松永大蔵大臣は、「金融機関との間に行き過ぎた関係があつた」というふうにあります。

そこで、具体的にお聞きをしたいと思います。

まさに表現だと思うわけです。極めてあい

た関係になるのか、何を基準にその点を判断され

るのか、松永大蔵大臣にまずこの点をお聞きした

いと思います。

○武蔵政府委員 ただいま大臣からも御答弁がございましたけれども、まず、判断の基準といつましても、当然のことながら接待の回数といいます

が、そういうものが基本にございます。しかし、仮に回数は同じ、あるいはより少なくとも、より

問題のあるケースもあるのではないかということ

から、私どもは幾つかの基準を設けて判断いたしました。

その第一は、八年一二月の倫理規程の制定前後

で世の中のこの問題に対する対応が違つた。した

いわゆる大蔵省の中での通達がございますけれども、その間は次に重く、それよりさらに前にありますと、原則として会食は行わないといったようなことで、一定の社会通念上許される会食というものがあったというのが、残念ながらそういう認識が職員の中にあるのも事実でございます。

ただ、そこから第一点でございます。

第二点は、職務上の関係があつたかどうかといふことでございます。

それから第三点は、同一の相手方と反復、継続する度合いが非常に強いといいますか大きいケースにおきましては、より職務の公正を疑われるのではないかということです。

ただ、たまたま親しい友人が、久しぶりだから一杯やるかなんというような場合のことは、これ

は常識の範囲内じゃなかろうか、こう思っています。

が、そういう特別ではないのに自分の職務に關係ある者との間に接待を受けるということは、これは公務員の倫理として許されないことだといふうに私は思います。

そこで、今回、百十二人の処分が発表されたわけであります。この処分のランクづけがありますね。停職、それから減給あるいは戒告。ところが、それぞれの基準といふものが示されておりません。つまり、減給と停職との間の基準といいますか、仕切りはどこにあるのか、あるいは戒告と減給との間の仕切りはどこにあるのか。つまり、接待の内容を具体的な基準として示していただきたい、こう思います。

そこで、具体的にお聞きをしたいと思います。

大臣談話で松永大蔵大臣は、「金融機関との間に行き過ぎた関係があつた」というふうにあります。

そこで、具体的にお聞きをしたいと思います。

まさに表現だと思うわけです。極めてあい

た関係になるのか、何を基準にその点を判断され

るのか、松永大蔵大臣にまずこの点をお聞きした

いと思います。

○武蔵政府委員 つい先ほど御質問でございましたので、ちょっと、いつまでにということを今申し上げられませんけれども、真剣に検討いたしました。

それで、先ほど上田議員の質問に対しまして武蔵官房長は、戒告以上の処分について、一人一人について処分理由を文書で具体的に示すことを検討する、このように答弁されました。それはいつまでに結論を出し、いつまでに公表する予定でしようか。

○佐々木(憲)委員 今言われた基準を当てはめて処分を行つた。

それで、先ほど上田議員の質問に対しまして武蔵官房長は、戒告以上の処分について、一人一人について処分理由を文書で具体的に示すことを

検討する、このように答弁されました。それはいつまでに結論を出し、いつまでに公表する予定でしようか。

○佐々木(憲)委員 要するに、調べていないわけですね。つまり、本人が自主申告をした、自主申告をした中に特定の銀行名がある、その場合にその銀行に対しても反面調査を行う、そういうことをやったというだけであって、銀行が何の目的で接待をしたのか、そのねらいは何かというところは調べない、こういうことです。

回数、場所、金額、この程度は調べた。それで、そこでどういうことが要請をされ、接待を受けた側がそれに基づいて何をやったか、このことは極めて重大でありまして、そのことを調べて初めて処分の性格、処分の内容、これが決まってくるわけですけれども、そういう点は一切調べない。単純に数だけ調べた、場所だけ調べた、こうしたことなんですね。

○武蔵政府委員 具体的に金融機関が接待を受けた者に対する何か要請をしたかどうか、これは私ども対して何か要請をしたかどうか、これは私ども問い合わせておりますが、それが一般的にどういう目的であったかということは調査していない、承知していない、こういうことでございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、その点を説明するという姿勢に立っていないということです。極めてこれは問題だと私は思います。

自主申告ですから、自分がこうこうこういうことをやりましたということを正直に告白すれば、それは意味のあることですが、千五十人の調査をやったわけですから、中には重大なことでも隠している可能性がある。その場合には銀行に対してその点についてただすということもやらない、こうすることになるわけです。ですから、重要なのは、接待を行った銀行の側に対して全体的に、何があったかということについて、また目的について調査をするということですけれども、今回の大蔵省の検査は、本人の自主申告の限られた枠の中で、しかもその性格、その質、この点についてはほとんど間わない、そういううござんなものであったということが今の答弁で明確になりました。

次に、接待等を受けた人数が三つの期間にわ

たって書かれています。これを単純に計算しますと、合わせて五百三十六名あります。これは、期間をまたがって同じ人間が接待を受けている可能性がありますので、当然これはダブりがあります。

○武蔵政府委員 私どもは幾つかの判断基準で今回の調査をいたしましたので、同一の相手方との一定の反復、継続、ということが前提となつておるわけでございますけれども、そういうことを前提といたしまして、会食を行つた者は、千五十名余りについて調査した結果、約半分ぐらいの者が会食を行つておるということが判明したところであります。

○佐々木(憲)委員 もう時間が参りましたからわざりますけれども、最後に松永大蔵大臣、こういう大蔵省の不祥事が繰り返されている状況の中、国民の怒りも非常に強くなっています。行政の在り方に關する懇談会というのも設置されたといふふうにお話を伺いましたが、しかし問題な仕掛けをどうつくるか。例えば、この懇談会も、労働組合の代表ですか消費者の代表ですか、國民の広範な声ができるだけ反映するような構成にすべきだと思いませんけれども、今後のその点についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○松永国務大臣 大蔵省の行政の在り方に関する懇談会についてのお尋ねでございますが、幅広く有識者の意見を聞くということ、しかも、今回の構成にすべきだと思いませんけれども、今後のその点についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○松永国務大臣 大蔵省においては、金融開運部局に在籍した職員を中心に行なった結果、多数の職員において民間金融機関等との間に行き過ぎた関係があつたことが判明したため、厳正な処分を行つたところです。

处分を行つた者の中には、減給三名、戒告一名、計四名の政府委員が含まれております。金融システム改革関連法案の御審議に当たり、改めて深くお詫びを申し上げます。

以下、この四人にについて、処分理由の概要を申し上げます。

山口銀行局長は、平成五年六月から銀行局保険部長の職に、七年六月から証券局担当の大蔵官房審議官の職に、八年二月から証券局及び銀行局担当の大蔵官房審議官の職に、八年七月から銀行局

います。
○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので終わります。この点は引き続き究明をしていくつもりであります。

○村上委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時十二分休憩

一 辞職に至った佐藤誠一郎の上司として、平素の指導及び監督に不行き届きがありました。

二 また、平成八年十二月二十六日以降、職務上の関連のある民間金融機関との間で、会費を負担したとはいえ、倫理規程に定める手続を経ずに会食を少なくとも三回、

三 平成七年五月二十五日から平成八年十二月二十五日までの間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続を経ずに会食を十数回、また、職務上の関連のない民間金融機関一社との間で会食を少なくとも一回、

四 平成五年一月一日から平成七年五月二十四日の間に、職務上の関連ある民間金融機関八社との間で会食を二十回程度、ゴルフを十回程度

行いました。

このようなことは、綱紀の保持について特に率先垂範すべき立場にある管理監督者として、職務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招き、公務に対する国民の信頼を著しく損なうものであることから、減給一〇%一月の懲戒処分をしたところです。

中井銀行局担当審議官は、平成四年七月から証券引等監視委員会事務局総務検査課長の職に、六年七月から国際金融局担当の大蔵官房審議官の職に、七年六月から銀行局担当の大蔵官房審議官の職にあります。

一 平成八年十二月二十六日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続を経ずに会食を少なくとも五回、また、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を少なくとも一回、

二 平成七年五月二十五日から平成八年十二月二十五日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続を経ずに会食を二十回程度、また、職務上の関連のない民間金融機関四社との間で会食を少なくとも七回、

三 平成五年一月一日から平成七年五月二十四日

日の間に、職務上の関連ある民間金融機関二十六社との間で会食を四十回程度、ゴルフを十回程度、また、職務上の関連のない民間金融機関三社との間で会食を少なくとも四回、行いました。

このよきがことに、総務の係長について、執行の公正さに対する国民の信頼を著しく損なうものであることから、減給二〇%二月の懲戒処分にしたところです。

福島伊佐吉氏によれば、四年六月から銀行局課長の職に、五年六月から東海財務局長の職に、六年七月から大臣官房参事官の職に、七年六月から銀行局保険部長の職にあります。が、一九二八年三月二十六日付、貿易二四四

平成八年十二月二十六日以降「職務上の關係ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続を経ずに会食を少なくとも一回、ゴルフを少なくとも一回、

二十五日の中に、職務上の関連ある民間金融機関との間で会食を十数回、ゴルフを少なくとも二回、また、職務上の関連のない民間金融機関三社との間で会食を少なくとも三回、

証券業務課長の職に、五年六月から証券局総務課長の職に、六年七月から東北財務局長の職に、七年五月から東京証券取引所監理官兼証券局の職に、八年七月から証券局担当の大臣官房審議官の職に、昨より証券局長心得を兼務しております。

○村上委員長 銀行局保険部長福田誠君
○福田政府委員 銀行局保険部長の福田でござります。
ます。
昨日、減給処分を受けたところでござります。
大変深く、反省して、またおつづ申し上げる次第でござ
ります。

ところが、ここに来て一転して、しかも先ほどお話しは心がこもっていないですね。皆同じ言葉で同じ話をしているのです。これは官僚答弁なんですよ。皆さん方は今どういう状況にあるかといふと、この国の経済、金融、これを本当に心底から改革をして、ひつて生き返らさせて、するのどうう

一 平成七年五月二十五日から平成八年十一月二十五日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続を経ずに会食を十回程度、二 平成五年一月一日から平成七年五月二十四日の間に、職務上の関連ある民間金融機関二十七社等との間で会食を三十回以上、ゴルフを

二十数回、また、職務上の関連のない民間金融機関四社との間で会食を少なくとも三回、ゴルフを少なくとも一回、

行しました。このようなことは、綱紀の保持について特に率先垂範すべき立場にある管理監督者として、職務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招き、公務に対する国民の信頼を著しく損なうものであ

ることから、懲戒処分として戒告したところでござります。
本人たちも深く反省しておりますので、これら
の者による答弁をお許しいただきますようお願ひ
申し上げます。

○村上委員長 銀行局長山口公生君。
○山口政府委員 銀行局長の山口でございます。
昨日、減俸処分を受けたところでございます。
深く反省しております。今後、自覚を新たにして職務
に専念してまいりたいと存思る所でありますので、御聴取をお願いいたします。

に選進したいと尾いりますので、」
○村上委員長 大臣官房審議官中井省君。
○中井政府委員 銀行局担当審議官の中井でございます。

昨日、減給処分を受けました。大変申しわけございません。深く反省しております。今後は自覚を新

ます。

それは、從来からのいろいろな習い性になつたような部分というのもあつたかもしませんが、しかし、世の中の流れあるいは金融を取り巻く流れ、金融行政が求められているものと、いうのはもつと変わっていくべき時期ではあつたといふうに思います。そういう時期に私どもがより自覚をしています。そしておれば、金融機関との関係というものも、おのすとそこには違つた形のものがあつてしかるべきだつたのではないかということを考えております。

確かに、自己弁護するわけではありませんが、通達で倫理規程が厳しくなつてからは身を律してきつもりではありますけれども、それ以前におましても含めて、やはりそういう行政のあり方と私たちの業界とのつながり方というものを、もう少し自分の行動の形でもつて変わっていくべきではなかつたかというふうに考えておる次第であります。

この機会に、いろいろ法律もお願いしてございましたし、昨年来、しばしば重要な法案を御審議いただいております。そういうことで新しい金融システム、金融秩序を構築していくことに微力ながら力を尽くさせていただきたいという気持ちでいっぱいございます。

○中井政府委員 昨日、処分を受けまして、私自身、大変深刻に反省しています点が幾つかござります。

一つは、私自身、過去五年間すべて金融に関連する部局において、私個人としましては、自己の倫理觀に基づいて対処してきたつもりであります。実はこれはどんでもない思い違いと申しますが、非常に甘い自己の倫理觀でございましたから離れていたのではなかろうかという点が一

ます。

それから、国民が大蔵省の金融行政に対しまし

てその公正さを疑つていいような状況においてまだ前のような行政のやり方を引きずついているところでございます。これについては、何回おわびしても申しわけない気持ちでいっぱいございます。

それに加えましてもう一つ、私個人でございますと、平成七年の五月時点の綱紀発正の通達、それから平成八年の十二月時点の通達、これについては実際一説をいたしませんけれども、自己の倫理

鐵に基づいて、従前のいわゆる会食についてこれからは絞つていかなければいけない非常に済みとしたつもです。しかししながら、文章を

ゴルフはしておりません。しかしながら、文章を

よく読んでみると、私の勝手な思い込み以上に

もつと厳しいものが通達で求められておりまし

た。八年十二月の通達も、これもまた非常に難な

読み方をいたしまして、それ以降若干の会食があ

りますが、例えば、あるジャーナリストの帰国歓

迎会のパーティ、会食でございますが、私は主

要でないのと、こういのは許されるであろうと

か、こういふ関係、銀行が負担しているものであ

ります。ならばすべて申告をして事前のチェックを

受け、必要性の認定を受けなければいかぬとい

うことであります。そういうことについてやや

おこなつておられますので、どうぞよろし

くお願い申し上げます。

○中井政府委員 昨日、処分を受けまして、私自

身、大変深刻に反省しています点が幾つかござ

ります。

これについてはどういうふうにこれから対処す

ればいいかと、そういうことについてやや

おこなつておられます。そこで改めて平

成八年末の通達を熟読玩味いたしましてこれを達

守していく、それから恐らく公務員倫理法の問題

ばかり透明な、だからごらんいただきてもプロ

セスがわかるような、そのような行政を心がける

のがせめてもの今回とるべき方向ではないかとい

うふうに心から反省しているわけでございます。

したがいまして、今後は、今回のいろいろな私

ばかりに頼つてそういう面での気配りが足りな

かったといったことについて、以上、種々反省して

おる点がござります。

これについてはどういうふうにこれから対処す

ればいいかと、そういうことについてやや

おこなつておられます。そこで改めて平

成九年の五年間の手帳がすべて残っておりました。

記憶と手帳を突き合わせる作業がなかなか大変で

ものを排していかなければいけないというつもりでやつてきたわけございます。ただ、その過程におきまして、証券界を中心としたとして私が少なからざる接待を受けていたわけでございま

す。そして、そのこと自身、私自身も含めてでござりますけれども、いわゆる国民の行政に対する信頼というものを損なわせる結果になってしまつたという点について深く反省をしているわけでござります。

話がちょっと取りとめのない話になつて恐縮で

ございましたけれども、私は、この五年間の行政の

経験ということから、日本の特に証券行政につい

て言いますと、平成三年の証券不祥事以降変わつ

たと言いつつも、しかしながら法律が改正されてい

ないということがございまして、まだいわば事前

の慣行に甘んじてましたと申しますか、一つのル

ールを定めるにしろ、あるいは個別の経営問題を解

決するにしましても、やはり先方との納得すべくで

少しずつ解決するということで対応してきたがた

めに、私自身は近年の綱紀発正の自衛通達につい

て常に頭に置いていたつもりでござりますけれど

も、やはり長年のそのような慣行にどうしてもと

らわれてしまつたわけでございまして、今考えれ

るわけでございます。

したがいまして、今後は、今回のいろいろな私

をめぐる不祥事を深く反省しまして、やはりでき

るだけ透明な、だからごらんいただきてもプロ

セスがわかるような、そのような行政を心がける

のがせめてもの今回とるべき方向ではないかとい

うふうに心から反省しているわけでございます。

○中川(正)委員 もっと議論は進めたいところが

あるのですが、時間が限られていますので、もう

一つだけ大臣にお聞きをしたいのです。

先ほどの答弁を聞いていても、何といま

すか、そのないというか、恐らく御本人はみん

なそれなりに一生懸命考えてやつていただけるのだ

ううと思ひますが、私はどう見ても均質などとい

うか、発想の原点というのが全く同じ色なんですね。

恐らく今回の不祥事も、たまたま金融部門が

ビッグバンの関連もあって動き始めている、だか

らこういう形で改めて問われたという経緯があつ

たのでしようけれども、國民の目から見たら、大

蔵省の原点は金融だけじゃないよ、本来もっと奥

の深い、よく言われる主計を中心とした同じよう

な体質があるのだよ。これはもう國民も我々もよ

く知つてゐるわけだ。その中で金融だけがこう

ただ一つあるのは、県が県選出の国会議員全員集めて、昼飯食いながら県の重要要事項はこれだという説明を受けることはあります。去年も実際はそれありました。接待と言われるほどのものではなかったと思うのですが、そういう県の席には行つたことはあります。そして、さらに古くは、与党の議員だけ県から重要事項についての説明をしてもらつて、その場はございました。その場合には、夜の席も七、八年前にはありましたけれども、その後は夜の席ではなく、必ずホテルの部屋で全国会議員が集まつて、そして県の陳情を聞くというのがありました。聞いた上で、大蔵省はもちろん、自治省でもあるいは文部省でも、役所の人を私が呼んで、そして飲食しながら物を頼むということは私は経験はないのです。それをしなくとも私の要望は大体通つておりますから、不便は感じておりませんでした。

○中川(正)委員 自分の職務を間違つておられませんか。私が尋ねたのは、大臣みずからがそれをやつているか、やつていないかという話じゃないのですよ。そうじやなくて、大臣の配下にある官僚群が、金融だけじゃなくて、そうした構造の中に巻き込まれている可能性があるかないか、その点について調べなくていいのですかという話をしているのです。

○松永国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、金融開発局以外の局にある者とそれから民間または地方公共団体の代表等との間で極めて行き過ぎた接待があつたという具体的な事実、そしてそれが非常に大きなものであるということが明らかであるならば、行き過ぎたものであるかどうか、それはよく内容を調査してみたいといふうには思つております。

私自身は、先ほど言つたような二十八年間の国會議員生活でありますて、接待をしなくとも、私が要望した事項は、一〇〇%まではいかぬでも、しばさういう話を聞きますけれども、現実にそれがあるのかなと不思議に思つてゐるところがあり

○中川(正)委員 大臣の自慢話はよくわかりました。しかし、さつきのお話のように一遍調べてみる……。(松永国務大臣)「いや、具体的に指示……」と呼ぶ)具体的に出でているじゃないですか、マスコミで。(松永国務大臣)「マスコミじゃなくて、先生が調べてこうだと言わなければ」と呼ぶ)

○井奥委員長代理 質問を続けてください。

○中川(正)委員 いすれにしても、これはまた同じような轍を踏んで、同じような繰り返しがあって、それが具体的に出てきたときには、言っておきりますけれども、今度はもう一回大蔵省がやらられるのですよ、中核のところで。だから、それを同じように繰り返すのか、それとも事前に大臣の決断によってこの際メスを入れるところは入れる。恐らく大蔵省の中でもいろいろな思いがあるのだろうと思うのです、官僚の皆さんそれぞれの部署で。それによつてそういう思いを払拭して全体が、みんなが第一歩からやり直すのだというよう気持ちを醸し出すためにも、これはぜひもう一步進めるべきだとあえて申し上げておきます。

答弁してもまた自慢話になるでしょう。この話をやつているともう一時間終わってしまうので、またこれはたびたびやらせていただいて、具体的なものを挙げよということであれば、そういう話を取り入れさせていただいて、具体的なものが出たら徹底的にやりますか。

○松永国務大臣 決して私は自慢話をやるわけでも何でもございません。自分の経験ではそうしたことに関係したことがないのですから、新聞には出でておっても、はてな、ある意味ではむだなことをしているなどいう感じを私は持つておるわけでございます。

なお、新聞に何か漠然と出でておったぞというふ

うなことですぐ動くわけにはまいりませんけれども、委員の方から、何年何月ごろどこでどういったことがあったという確實な情報があるが、どうだということになってくるならば、しかもそれが著しく度を越した接待関係といふうなところでまで委員の方で情報を用意してくれば、それなりに私は調べてみたい、こういうふうに申し上げるわけでございます。

○中川(正)委員 物事を予見して経済対策を立てていくといふ大蔵大臣の職務からすれば、さつきの答弁は非常に失望をせざるを得ないというところであります。これは、これから問題としてまだ大蔵省のためにもやっていかなければならないというふうに思っています。

さてそこで、通告をさせていただいた質問に移らせていただきたいと、いうふうに思います。

この間から、山一の社内調査報告書というのがオープンにされました。これは、今回ビッグバン関連法案を審議していく上に非常に大きな教訓になつて、いく中身を含んでいるものだというふうに私は思います。そんな観点からも、大臣、これは目を通されましたか。それと同時に、これなどいうふうにこれから生かしていくとお考えであるのか。総論部分でひとつお聞きをしたいというふうに思います。

○松永国務大臣 山一証券の社内調査報告書の関係でございますが、これは山一証券が株主を顧客やあるいは従業員等に対する責務として、また社会に対する責務として、けじめをつける観点から、会社関係者へのヒアリングにより、簿外債務の発生から自主廃業に至る経過を調査されたものと理解をいたしております。そういう責務を果たされることはいいことであるというふうに思っております。

この報告書が、今後、会社として関係者の責任追及をしていくための材料として、とりあえず会社関係者からの記憶や発言を記録したものである以上、行政として公式にコメントする性格のものではないことは考えておるところであります。既

に、有価証券報告書虚偽記載で行平元会長、三木元社長が起訴されているので、その推移をしっかりと見守ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○中川(正)委員 さつきの答弁を聞かせていただきおると読んでいただいてないような感じがするのですが、いずれにしても私が改めて説明をさせていただきたいと、いうふうに思います。それぞれ先ほどのお話をのように訴訟の対象になつておつてという物の見方もあります。そういう観点で見る見方もあります。これは、大臣はそういう煙を歩いてこちらだからそういう色合いが濃いのでしょうかけれども、私は、実は全く違った見方をしたのです。それはどういうことかといいますと、時間的経過の中で、どうも、今回山一が破綻をしていった、その破綻の引き金を引いたのは簿外債務であります。その簿外債務で飛ばしに向かってどんどんいわば沈み込んでいったという過程の中に、大蔵省のそれこそ金融政策が非常に密接に絡んできている。言い方を変えれば、このままでずっと読んでいると、そうせざるを得ない、そういう処分をせざるを得ないような流れに追いや込んでいったという行政指導が裏にあって今回出来事が起こったのじゃないかという読み取り方ができるわけなんですね。そのところを一遍これは議論をしていく必要があるのじゃないかな、こういうふうに思ったのですから、取り上げさせていただきました。

それを具体的に言いますと、この報告書は一九八五年から始まっているのですが、そのころ、昭和六十年ですが、それからずっとバブルが始まりまして、営業特金あるいはニギリというのですが、一任勘定でそれぞれ法人を対象にしたそれこそ営業合戦が繰り広げられて、各証券会社、これは山一だけじゃなかったと思うのです、そのときは山一だけじゃなかったと思われるが、各証券会社がシニアの分割り合戦でこの状況は、各証券会社がシニアの分割り合戦でこの営業特金という方法論を使いながらのぎを削つておつたという状況があつたということがまづは一つはしのばれます。

それに対し一九八九年、平成元年、これは二年前のブラックマンデーの後、ちょっと陰りが見えてきたという状況の中で、まず大蔵省の通達が出ていたのですね。これが一九八九年の十二月二十六日、証券局長通達で、営業姿勢の適正化通達といふ中身になっていますが、これは、一九九年〇年、平成元年から一年後、平成二年三月までに営業特金を全廃してしまった、こういう内容の通達が出ているのですね。

中身を見ていると、それから実は山一の苦闘が始まったわけです。この通達によってそれほどういう選択をしなければならなかつたかというと、顧客対してはニギリをやつしているわけですから、これだけの利益保証はしますよということを、ニギリというのは書面で交わす契約ではなくて、口約束でこれぐらゐのものですよという約束をしていますよ、こういふことです。ですから、営業特金をやめるのだ、これはやめなければならぬ、営業特金をやめることでありますよ、こういふことは、このニギリを解消しなければいけない。そのときに、株価の動きによつて損失が出ている分については、これは山一が持つのか、それとも顧客が持つのか、どちらかで整理をしていかなければならぬということですね、この通達のとおりでいくと。それを始めたわけです。それを始めていきながら、そこでいろいろな中身があつたのだろうというふうに思ひますが、結局最終的にはここから飛ばしが始まる。飛ばしといふのは、そらした意味でどっちにも責任をかぶせることができないから、まずは飛ばした形で問題の先送りをしようという選択がそこからきたということだと思うのです。

それで、一九九〇年、さつきの平成二年の三月にこの証券局の通達が効き目を持ち出して、平成三年を迎えるのです。平成三年を迎えたときにどういうことになつたかというと、証券不祥事の発覚がありまして、損失補てん問題というものが社会的に大きくクローズアップされました。そのときの損失を証券会社に持たすのか、それとも顧客に

持たすのか、これをやつてあるうちに、相当部分が証券会社が持つていた、言うたら損失を補てんしていたということがこの流れの中で明らかになつたのですから、この損失補てん問題というものが社会現象化した、こういふことであります。そこで、この年の九月四日にその当時の行平社長が参議院に呼ばれまして、それで、これ以上問題のある取引はないのだ、もうこれで全部清算しましたのだ、これからは損失補てんもしないのだ、こ^{ういう証言を社長がしたときから、顧客の企業から、これまで契約していったファンドを解消したこと}は、改善指示書では、直接取引の仲介といふ部分については、これはどういうことかといふことです、先送りにしていた問題がいつぱいあつたのですけれども、山一はこのころから特に、そういう証言を社長がしたときから、顧客の企業から、これまで契約していったファンドを解消したことのままでしたらどうも先送りの問題と東が違うぢやないか、ニギリが生きないぢやないか、こういふような要求が相次いで来まして、結果全体として山一がかぶらなければいけないような雰囲気にどんどん押し込まれてきているということであります。

実は、そうしたさなかに出てきた問題が東急百貨店の問題でありました。この東急百貨店の問題というのは、先ほど、どちらが持つかといふものがどうしても話し合いがつかない、だから東急百貨店の方から山一に対し、話し合いがつかない場合には裁判に持ち込みますよ、表に出しますよ」というおどされ方をしたということであります。それをもつて、実はその当時の三木副社長が松野証券局長と面会をして、松野証券局長から、「東急百貨店と揉めてるそうですが、どうするのですか」という質問を得た、こういふ流れなんですね。この報告書によると、そのときに松野局長は、だから、この会見をもつて山一の方は、実際には海外には飛ばさなかつたけれども、こういう場合には飛ばすという手法が一般的なんだな、これでいいんだなという確証を得ながら多くの問題をこの東急百貨店の問題も含めて飛ばした、こういふ経緯になっております。

実はその後、平成五年、一九九三年に、平成五年の検査といふのは定例検査が大蔵省と証券取引等監視委員会によって入っているのですが、このときに実は、改善指示書では、直接取引の仲介といふ部分については、これはこれまでその部分ではつかんでないんですけれども、さつき言ったように、改善指示書では、直接取引の仲介といふ部分については、これはおかしいよといふ指摘をして、それから先がないんです。この指摘以上に、どうも客観的を見てみると、この取引がどういう取引であったのかといふことがわかつていて、現に山一として見られるということであります。現に山一としては以上の追及はしなかつたという形跡がここで見えていたんだ、しかしながら、こういふような報告書のいわば中身であります。ここは、どう考えても我々が納得できないところであります。そして最終的に、このままの状況が統いていつたとすれば、この問題がこうして大きく表に出たときにどこかで山一が破綻したかもしれない、あるいは株価が上がってそれが解消されたのかもしれない、そういう状況が続いたんだろうと思うのです。そこで改めて質問を送つて、わざわざ、飛ばしとか簿外取引、これについて一遍自己申告しなさいといふことを証券取引委員会の方から言つてゐるわけですね。

これはなぜ言つているかといつたら、恐らく、この改善指示書で直接取引の仲介があつてこれはどうも怪しいぞ、という前提があるから、それについてはもう一回確認が要るから、それについての改めて問題が出たんだよなくして、この飛ばしの問題が表に出たのは何から出たかといふと、平成九年の総会への利益供与事件、小池事件なんですが、外からのこうした監視だと外からのチェックでこの問題が出たんだよなくて、この飛ばしの問題が表に出たのは何から出たかといふと、平成九年の総会への利益供与事件、小池事件なんですが、これで表を出て、検察が入つて、警察が入つて、その中からにちもさつちもいかなくなつたということであります。

そのきっかけは何だったかといふと、そのときの責任をとつた社長、副社長以下役員が交代をし、新しい役員がこれまで全く知らされていなかったこうした簿外債務といふものの存在を知つて、それほどなだからも答えの出でこないことだろうと思う。

それで、一つは、そのときの経緯といふのを認識されているのかどうかといふことと、それからもう一つは、このときの担当者がだれであつた

か、この検査の担当責任者はだれであったのかと
いうことと、その責任者は今回の処分の対象にな
なっているのかどうか、処分の対象のときに山一
からどの程度の接待を受けていたのか、これを聞
かせていただきたいというふうに思います。

○井奥委員長代理退席 委員長着席
塙田政府委員 ただいまの最初の点についてまずお答えを申し上げます。
平成五年の検査におきまして、今先生から御指摘がございましたように、山一証券に対しまして、乗ばし取引その他の簿外取引の有無及び簿外取引がある場合はその内容というところで報告を求めたということは事実でございます。山一証券からそうした取引はないという回答がございました。その点については、今般の特別検査におきまして、事実と異なる虚偽の報告であったということを確認したということをごさいます。
なぜそのような報告を求めるかといたことでござ

ざいますけれども、一つは、当市場関係者の間で山一証券について飛ばしがあるといううわさがいろいろございました。それからもう一つは、本委員会でも証券局長から御説明申し上げたことがあると思いますが、二十六顧客につきまして現先取引の一部が依然として継続していいた、現先して返ってくるはずのものがまだ顧客に滞留していたものがあるというようなことがございました。

それから、今先生が山一証券の社内調査から言われましたが、直取引の仲介について不適正、不適切なところがあると指摘もいたしました。それも事実でございます。直取引の仲介というのはそれが自体違法というものではございませんけれども、価格が時価と乖離している取引であった、おかしいではないかという指摘をしたということをございました。

私ども、この五年の検査におきまして、あるいはその後でやりました七年の検査におきまして、境外で行われた飛ばし取引というのは結局把握するに至らなかつたということでございまして、それはおわびしなければいけないのでございますけれども、一つは、当市場関係者の間で山一証券について飛ばしがあるといううわさがいろいろございました。それからもう一つは、本委員会でも証券局長から御説明申し上げたことがあると思いますが、二十六顧客につきまして現先取引の一部が依然として継続していいた、現先して返ってくるはずのものがまだ顧客に滞留していたものがあるというようなことがございました。

れども、そういった状況の中で何かもやもやしたもののがございましたので、山一証券に対して報告を始めたということです。

不適切な取引であるというところまで指摘して、なぜその後把握できなかつたのかということにつきましては、この山一証券の社内報告書でその一端が書かれてございますけれども、結局、出庫された有価証券について、その先の取引をフォローすることをしなかつた、つまり、山一証券の顧客に対して直接にいろいろ話を聞いていれば把握できたかもしれないけれども、それをせずに、山一証券の話でそこを納得してしまったということところに原因があつたと、いうことでございました。いずれにしても、把握できなかつたということでおわびを申し上げなければいかぬと思っているところでございます。

それから、担当者のお話がございまして、これは検査部と合同でやつておりますが、一緒に申し上げますと、平成五年二月の検査につきましては、金融検査部の主任検査官は杉森潤利金融証券検査官、現在の近畿財務局の証券取引等監視委員会の検査の主任検査官は西沢好直証券取引監視委員会長、本人は既に退職をしているということです。

この二人につきまして、山一証券から接待を受けたのかどうかという、あるいは処分の対象になつていただのかどうかというお話をござりますけれども、これは大臣官房からお答えすべきところでございますけれども、今後で残っている金融検査部の主任検査官は処分の対象とはなつていないというふうに聞いております。

○中川(正)委員 大臣、外部に対する検査はうわさだけでも聞き取りをするのですよ。さつきのは理解していただけましたか。飛ばしのうわざがあるから、だからこうした内部調査で聞き取りをやつたのだ、こういう答弁でしたが、外部に対しではそういうスタンスを持つていいのですよ。さつきの話、どうぞよく考えてください。いや、

答弁はもういいのです。それから、さつきのお話を聞いていますと、やはりさらに割り切れないというか、理解できないのですね。そういうわざがあった。専門家なら、直取り、直接取引をやっているということは何のためにやっているかというのは、こんなもの理解しているという、そういうことがわかるていて次の追及をしないということしかないのでないかと指摘されてもいたし方がないぐらいに明らかな問題なんだろうというふうに思うのです。私は、そのところを故意に見逃したのだといいうふうに受け取らざるを得ないと指摘をしておきました。

それからもう一つは、松野局長のところへ三木副社長が行ったときに出て言葉、「大和は海外に飛ばすそうですよ」と、山一以外の関連の話が出ました。

この一連の流れを見ていますと、こうした状況にこのときに追い込まれた、こうした状況というのは、問題の先送りをするために飛ばしという手法を使わざるを得ない、それこそそれを縛外に持つていかざるを得ないという、こういう状況にあったのは山一だけではない。他のどの証券会社もこういうような客観情勢にはみんなありました。というのは、この報告書を見る限りは理解できることだと思うのですね。それに対して、松野局長からも「大和は海外に飛ばすそうですよ」というコメントまで出ている。それを総合して解釈すると、どうも大蔵省の判断の中に先送り志向があるて、それでその先送りにこの業界を誘導していくという、その操作がここにはっきりあらわれてきているのではないかということであります。

そういう点について、これがそういう過程でありますとすれば、今どの証券会社にもまだ同じような問題は残っているのです。たまたま山一の場合はそれこそ小池問題で表に出ましたけれども、ほかの証券会社というのはいまだに同じ構造を抱えながら、それこそたんたんと株の上がるの待ち続いているというところがあるのでないかという

想像が当然出てくるわけあります。しかも、松野さんが「大和は海外に」と、こういうコメントをしておられるわけですから。
どうですか、大臣、その部分をもう一回再点検をするという必要を認めませんか。
○山本(晃)政府委員 答えをいたします。
いわゆる飛ばし取引につきましては、平成四年の二月及び平成五年の八月に主要証券会社に調査を行うよう要請しまして、報告を求めたところでございます。このときは口頭の報告でございました。それで、証券会社からは、飛ばし取引がない、こういう報告を受けたわけでございます。
今回の山一証券の事態を受けまして、実は昨年の十二月に、証券取引法五十五条第一項等の規定に基づきまして、外国証券会社を含む二百八十九社を対象にいたしまして簿外債務等の社内調査結果について文書により報告を求めたところでございます。
調査結果においては、有価証券の評価損を表面化させないため、時価と乖離した金融取引の仲介を行っているという会社が一社、一件ほどございました。昨年の十二月二十六日に監視委員会等関係部局に連絡をしたところでございます。また、報告の内容を見ますと、自主規制機関のルールの問題もあると考えられまして、証券業協会にも連絡をしたところでございますが、監視委員会及び証券業協会からは、法令違反、自らルール違反があつたという連絡は受けていないところでござります。
したがいまして、山一の事態を契機といたしまして、既に昨年の十二月に、今度は文書できちんと申告なのでしょう。ちゃんと処理をしたのかどうかというのを申告しなさいというそういう意味なんでしょう、調査というのは。

は、文書でもつて行つております。そして、相手からも文書で回答をいただいているということございます。

○中川(正)委員 通常はそんなものは調査と言わないのですよ。それは報告しなさいということなんでしょう。

○山本(見)政府委員 仮に虚偽報告ということでおざいますと、これは証取法によりまして罰金の刑に処せられるということになつております。

○中川(正)委員 この山一のレッスンというのは痛いほどわかつてゐると思うのですよ。こうやって、報告しなさいといつたら虚偽の報告が上がつてくる。これに対して本格的ないわゆるルールでいくことであれば、検査監督機構が働くかないところはもう表に出でこないんだ、絶対に出てこないんだというレッスンだと思うのです。そういう意味で、私は再度この問題については広く調査をする必要があるというふうに思います。

それから、もう一つの問題は、こうした一連の今回の調査が報告された。その中で大蔵省としても、例えば選択肢を迫られたときに、いわば立場を変えて、通達が来て、それで顧客と山一との間でニギリについての解消をしなければならないということになつた。その解消をする手法として、すべて山一がその損失補てんをしますよというような形には社会的に持つていけないわけですね。損失補てんはだめですよということで、これも閉じられた。それは、相手が訴訟に訴えますよと山一がその損失補てんをしますよというふうに思つたとき、訴訟されたらあつて山一がその損失補てんをしますよといふことになつた。それを教えていたいと思うのです。

それについて、例えはあるのときに、山一の社長に何をさせようとしたのですか。どういう解決をもたらそうと大蔵省はしたのですか。その意図は何だったんですか。あのそれぞれの通達によつてこれを教えていただきたい。私はここがわからないのですよ。

○山本(見)政府委員 お答え申し上げます。

平成元年十二月二十六日の日にいわゆる証券局長通達でもつて損失補てん等を禁止をしたわけでございます。その際に、先ほど委員からも御指摘のようだ、営業特金の解消ということが言われたわけでございます。基本的には、営業特金といふものがいわば損失補てんの温床になるということで、営業特金の解消を通達により求めたわけでございます。

基本的に何を求めたかといえば、それはやはり何と申しましても証券取引というものは多数の投資家から成り立つてゐる公正な市場でございます。そこで、そういういわば不公平な取引が行われることによりまして市場機能が損なわれる、こういう問題が当時からあったのだろうと思いまして、そういうふうに認識をしております。

○中川(正)委員 どうですか。答えられないでしょ。これは、一つ一つの通達はそのときそのときの議論をとらえて出しているのです。けれどもトータルで見た場合に整合性がないし、それで、結局業界を一つの方に向いて追いつ込んでいくというようなことが結果的に起つたというふうに思つた。これが大きなレッスンなのだろうというふうに思つたのです。

この問題については、またこれは時間を改めてもう少しやられていただきたいと思うのですが、実はきょうはこの問題をひとつ問題意識として持つていただいて、その上で、いまだにそれをやつてある施策があるのでですよということを指摘したかったのです。

それは何かといつたら、BIS基準で八%、四%を定めたということと、早期は正措置でそれへ向いてずっと追い込んでいく、この過程の中で金融機関、特に銀行がどういうような行動をとつていいらしいのかということ、これは同じようないふだんですか。あのそれぞれの通達によつてはちよつとほかの方にお譲りすることにして、基本的には、この金融システム改革法のことについて、まず全体的なことについてお尋ねをしたいと思います。

また、後日時間があると思いますので、きょうもあれば質問しますが、例えば具体的には、金融機関がクレジットデリバティ取引を行うことが可能であるとか、生保の構成員契約規則は今後どうするのとか、デリバティブ取引についての当局による報告徴収義務等々、また、金融先物取引に

日本経済をむちやくぢにしているのですよ。うものがいわば損失補てんの温床になるということが怖い。その体質をえぐり出していかないとどうしても日本の金融は根本的なところで生き返ることができないのだ、こういうことがあります。

時間が来てしましましたので、そういうことをテーマにこれからもう少し掘り下げてやらせていただきたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○村上委員長 次に、西川知雄君。

○西川(知)委員 平和・改革の西川知雄でございます。

私は、こういう金融関係の弁護士を国会議員になりました前に二十年間ばかりやっておりました。大蔵省の方にも新しい金融商品のこととか規制とか、そういうこといろいろと法律、政省令、通達、ずっと質問を現場でさせていただいておりました。やつと金融システム改革が少しは国民の目に見える形で今度の法律改正でできてくるのかなどいう気は個別分野ではしております。

また私は、銀行、証券会社、保険、損保、生保、それぞれの国際市場の中でもそれぞれの分野で第一線で新しい商品を取り組んでいた、そういう人々とずっと研究会をつくつておりまして、個々具体的な問題点等についてもずっと研究をしております。

そこで、きょうは、大蔵不祥事等のことについても、それを早期にやることを通じていわゆる金融機関というものが真に信頼に足るものだというふうに考へておられます。

○松永国務大臣 基本的には、銀行、証券、いづれもそうありますが、取引の相手方に對して金額を出し、自己責任のもとでその体質の改善を図つてもらう、健全性の維持のための施策だといふふうに思つています。

○山口政府委員 大臣のお答えの前に、ちょっと事実関係を。

法律の目的としておりますのは、名前とのおり早期は正措置でございまして、早目にウォーニングを出し、自己責任のもとでその体質の改善を図つてもらう、健全性の維持のための施策だといふふうに考へておられます。

○松永国務大臣 基本的には、銀行、証券、いづれもそうありますが、取引の相手方に對して金額を数字の上で明確にすることによってそれを担保していこうという考え方のもとから、しかも、それを早期にやることを通じていわゆる金融機関というものが真に信頼に足るものだというふうに考へておられます。

ビッグバンに備えていこう、こういう考え方のもとに実施されるものだというふうに私は理解しております。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○西川(知)委員 そうすると、それは数字によつていろいろと客観的な基準というものを設けて、当局の裁量の幅を狭めて行政の透明性を確保する、そういうことだというところなんですが、それでは大臣、こういう基準は銀行、証券、保険について、これは法律で決められているのですか、そ

れとも政令、省令または告示なんですか。また、そういう客観的な基準というものはどこに決めるのが一番正しいのか、一番好ましいのか、それにについて御所見をお願いします。

○松永国務大臣 本年四月より導入されたものは、一昨年六月に成立した金融機関等の運営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律の附則第二条第三項によって本年四月から導入されることになったというふうに私は理解しております。

○西川(知)委員 そういうことを聞いているのじやなくて、国民にこの金融機関は本当に健全なのかどうかということを数字によって客観的にいらっしゃる、これが早期是正措置の目的であるといふように大臣はおっしゃいましたね。

では、私の質問は、そういう客観性というのは国民の前に知らしめることあるから、これは法律事項として、具体的にどういうふうに計算をしてどんなふうな形でどんなリスクがあるのか、こういうことについて明確化するべきではないかといふふうに私は思うのです。それであればそれは法律に明確に書くということが当たり前だと思うのですが、現状がどうなっているかといふことはおいておきまして、大臣のお考えではそれはどこに決めるのが一番明確化されるのか、情報公開して正しいのか、それをお答え願いたいのです。

○松永国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、基本的には法律に基づいて、四月から導入されたものは健全性確保のための関係法律の整備に関する法律の附則第二条第三項をもとに導入されるものだ、こう思っております。それを導入することによって、実はその金融機関の健全性というものを取引相手方、消費者は知ることができる、それによってこの金融システムというものが取引先から見て、消費者から見て不安があるかどうかということを自主的に判断して対応できる、こういうことになってくるのだと思います。

○西川(知)委員 それは大臣、具体的に言いますと、例えば保険会社、生保、これはソルベンシー

マージンといふのが導入されるわけですが、その中には、例えば通常の予測を超えて保険金等の支払いの発生する危険の可能性、保険リスク、それから予定利率を確保できなくなる危険、これは予定利率リスク、それからあとどんなリスクがその中にいるのか、こういうことは計算の根拠になるわけですね。銀行の八%、四分の一ルール、これもこれを達成するかしないかによって大いに銀行の利益に關係するということ。これが基本になつて貸し済りとかそういうことが起きたわけです。

○西川(知)委員 ね。ですから、どういう要素が含まれて、そしてどういうふうに計算をするということは、これはそれぞれの業界だけの利益、損失、これに関係するだけじゃなくて、国民生活にも大きく關係しているだけだと思います。そういうふうな例ええば今申しました保険のリスクとかどういうものがリスク総額の中に入つてくるのかということは、これは計算の重要な根拠ですね。だから、どういうことは法律でちゃんと書くといふうことだと思うのです。そういうふうに大変技術的な細かい算出方法でござりますが、いろいろ法制度等とも相談してまいりましたが、その計算方法自体につきましては省令で定めるのが適当であろうといふうに考えたわけでござります。

○福田政府委員 保険のことだけ、一言補足させていただきます。

今回の金融システム改革法の中で、保険会社に對します早期是正措置の根拠の条文を御審議いたしましたが、先ほど来のお話の大蔵大臣の御意見をお聞きしたいと思いましておきました。大臣のお考えではそれはどこに決めるのが一番明確化されるのか、情報公開して正しいのか、それをお答え願いたいのです。

○松永国務大臣

よう、行政の透明性の確保の観点から裁量の範囲を極力限定し、原則的には省令で規定される基準について的確に適用していくこととしておりましたのも、こう思っております。それを導入する

ことはソルベンシーマージン比率の水準に応じて幾つかのカテゴリーを設けまして、それに応じて是正措置を発動していく仕組みでございまして、その具体的なカテゴリーの区分あるいはそれに対応しますは是正措置の内容等、詳細につきましては省令で明らかにさせていただくつもりでござります。

○西川(知)委員 大蔵大臣、今保険部の見解を聞いて、これからどういう業務命令を発しようか、

そしてそれが業界だけではなくて国民生活にも大きく関連をしていく、そういうときだ、国民が一体どこで分かるのか、基本的にこの辺が疑問なことです。それが省令で定められているということは、御自身の意見として、いいのですか、それともそれが何によつて構成されている、分子が何によつて構成されますが、今言いましたように、分子が何によつて構成されたことは好ましくないのです。今事実を保険部長が述べただけで、御見解は、大臣、言ってください。

○福田政府委員 御指摘のとおり、ソルベンシーマージン比率自体は分子が諸リスクの合計額でございまして、分子がソルベンシーマージンといふことで、それ自体はそういう概念でござります。

それから、法律上も何も規定がないわけではございませんで、今回御提案をさせていただいた上で、その定義の詳細ではございませんが、保険会社の資本、基金、準備金その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額、これが分子になりますが、それから引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生する危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額というように、法律上もソルベンシーマージン比率のわかりやすいできるだけの規定は盛り込んであるつもりでございます。

○西川(知)委員 では、保険ばかりであれながら、ちょっと違う観点からお尋ねをしたいと思います。

今度から自己責任の原則の徹底ということ、金融機関の資産内容が自己査定されるということになりました。しかし、どういうふうにして自己査定をするのかということについては、今までいろいろな検査を受けてきたのでどんなふうな査定方法をしていか大体わかっているだろう、だから自分たちの基準で自己査定をやってください、こういうふうに言つてはいるわけですね。これが金融機関の資産内容の自己査定。それで、外部監査、これも活用しなさい、そしてさらに、その真ん

中などというかトライアングルの一つとして監督当局の検査、モニタリングをやりなさいということになつてきています。

そこで、どういうふうにしてモニタリングをやつたり公認会計士が監査をするかということについて、当然御存じのように、例えば公認会計士協会ではどういうふうな実務指針があるかといふことで、平成九年の四月十五日にそういう指針が出てきています。

まず大臣、こういう指針とか、それからどういふうにやって監督当局が検査をすべきか、これは平成九年の三月五日に公表されているのです。が、この基準は全部お読みになりましたか。——読んだかどうか本人に聞いています。

○原口政府委員 今先生が御指摘になりましたように、平成九年に検査部より自己査定のいわばマニュアルを発出しております。これはまさに今先生が御指摘になりましたように、今後の早期是正措置あるいは自己責任に基づく金融行政という中で、まず金融機関に自分自身でやつていたらどうことですか。一方、金融機関の自己査定基準について、各金融機関においてできる限り共通の基本的な考え方を公表して、これに沿つてやついたといたいことで、これまでの検査における資産査定の実務あるいは今後どうあるべきかということを検討した上で基本的な考え方を公表して、これに沿つてやついたといたいことで、一方で共通の基本的な考え方方が確保されるように努めているところでございます。

○西川(知)委員 先に結論を言いますと、大臣が

お答えにならないので申しますと、早期是正措置というのは新たな金融当局の見えない手による権限強化、一層の権限強化じゃないかといふように実は私は思っているからこういう質問をしているわけです。すなわち、法律で明確じゃないそういう基準、そしてその基準については、実は省令でも具体的ではないのですよ。そういう基準をもつてあなたのところは場合によって業務停止するかもしない、何ヵ月するかもしれない、そういう

パワーを新たに金融当局に持たすということじやないかということを私は申し上げたいわけです。例え、今の「資産査定について」とか公認会計士協会の実務指針とか、そういうことをお読みになつたかと私は聞いたわけです。読んでなかつたら読んでなかつたで、それは仕方ないことですし、それは結構なわけです。余り好ましいとは言えませんが、けれども、それをお役人の方がお答えになる、こういうこともひつくるめて、金融不祥事があるにもかかわらず、こういう具体的な内容について、さらに大蔵省の権限が省令とか通達とがそういうところによつてますます強化されるのじゃないかというふうに私は思つていてからこういうことを申し上げているわけです。

大蔵大臣、もう一度お聞きします。今言ったようだ、自己査定はどういうふうな方法によつてやついているのかということが、自己査定の基準が明確じゃないのですね。各行によつて違うのですよ。どういうふうにして自己査定しているかといふこともみんなには公開されない。お互いに知らない。そして、公認会計士の協会の指針も一般論では今言いましたようにソルベンシーマージン、証券では自己資本規制比率等々について、そこの分母と分子が何によつて構成されているかといふことは基本的なことですか、基本的なことじやないですかとお尋ねしているので、それはどちらかお答えください。

○山口政府委員 大臣がお答え申し上げておりますように、基本的な考え方方は法律に示されるものでございますが、技術的また具体的な項目は省令あるいは告示でやつております。

○西川(知)委員 これがかりできませんが、例え

ば証券の方については、オンライン商品のリスク相当額の見直しが、また今おつしやったことに若干関係して、リスクヘッジされているものについての相殺規定の整備とか、いろいろなことがより的確に自己資本規制比率をあらわす一つのメルクマールになると思うので、これは新しい商品ができるべくすることによつてどんどん変わつてくることは、やはり市場の意見、プロの意見、国内、国外の意見、これをぜひ十二分に聞いて、いつどこでどういうふうにして決定したのかといふことを、市場におもねるということじやないのです。これは、やはり市場の意見、プロの意見、これが、市場の意見を十二分に聞いて決定をしていただきたい。そして、どういう要素が入つてどういうふうにこのオランダの商品については考えているのかとか、そういうことも、自分で考えて公表していただきたい。そして、どういうふうにしていただけますねと公表していただきたいといふふうにしていただけますねと

そこで、そういうふうにしていただけますねと

いうことの確認を、これは証券等各三者からます

言つていただきたい、それではそうしますといふことを最後に大臣言つてください。

○山本(見)政府委員 お答えいたします。

今委員御指摘のように、この自己資本規制比率

でござりますけれども、実際のリスクをより的確に反映するための規定の見直しを省令改正によつて

て行いたいというふうに考えております。今委員おっしゃられましたように、オンライン商品のリスク相当額の見直しであるとかいろいろなことがあります。そういうものにつきましては、当然のことながら、相当技術的、専門的な事項でもありますので、市場関係者の意見というのは十分に聞きますし、それにについては当然のことながら積極的に公表してまいりたいというふうに考えております。

○福田政府委員 お答えいたします。

保険会社につきましても、今の証券会社と同様でございます。ソルベンシーマージン基準自体は省令ではつきりさせるわけでございまして、これを勝手に朝令暮改というようなことは毛頭考えておりません。そして、むろん、そのソルベンシーマージン比率に応じてどのようなカテゴリーを設けるか、それに応じてどのような早期是正措置をとるかということにつきまして、来年度から施行するためにも、透明性に配慮しながらできるだけ早く検討を進めてまいりたいと思っております。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

先ほど先生、大蔵省の規制強化ではないかといふことをおっしゃいましたけれども、早期是正、三業態ともにこれからは金融監督庁が所管いたしましてそれを運用するわけでございます。したがって、その運用の際にいろいろ問題になつたりそういうことになりますと、監督者が主となつてそれを変えていく、その際には、先生のおっしゃつたようなよく意見を聞いてやるということに、していきたいじゃなくて、してもらいたいといふふうに思っております。

○松永国務大臣 大事なことは、大蔵省が独善的に政令、省令を定めるとか改正するとかというのではなくして、関係者といいましょうか、そういう方々の意見を十分に聞き、それに耳を傾けて、より望ましい政令、省令を定める、そして定めたものは当然のことながら公表をして関係者の利便を図るといいますか、より透明性のある行政になるように努力をしていく、こういうことでなければ

ばならぬというふうに思います。

○西川(知)委員 それでは、また規則等を制定される前には、どういうものが入つてくるのか、どういう分析をするのか、これはまた私もそれなりに意見がございますから、ぜひそれもしんしゃくして考えていただきたいというふうに思います。

大臣、いかがですか。

○松永国務大臣 先ほども申したとおり、それぞれの分野の専門家あるいは業界によって組織されたる協会の代表、こういった者の中見を聞き、それに耳を傾けて適切な省令等の整備をしていくのが適切な行政であり、また透明性のある行政になつていく、こういうふうに思つておるところでございます。

○西川(知)委員 それでは、ちょっと時間もあれないのでもう一つ聞きますと、自己責任の原則といふことをよくこの金融システム改革法の制定に当たつて言われます。自己査定、先ほど申しました不良債権がどれだけあるのかとか問題債権はどれだけあるのか等々について、これは自己責任の原則の一つのあらわれである、こういうこともあります。

それで、ここでひとつお聞きしたいのですが、

プロの機関投資家、その意見を聞きますと、とに

かくほうつておいてくれ、規制緩和だけやってく

れ、自己責任はとるから、おれたちは大蔵省のお役人よりも今の金融商品について、新しい商品に

ついてはプロなんだから任せてくれ、失敗したら

自分たちの責任だ、株主代表訴訟もあるし、いろ

いろなこともあるからこれは任せてくれる、

これが基本的な一般論だと思います。

ところが、そうじゃない、プロ以外の投資家といふ者もたくさんいるわけです。それで、この金融システム改革法が通るということになると、よ

うかくほうつておいてくれ、規制緩和だけやってくれ、自己責任はとるから、おれたちは大蔵省のお役人よりも今の金融商品について、新しい商品に

ついてはプロなんだから任せてくれ、失敗したら

自分たちの責任だ、株主代表訴訟もあるし、いろ

いろなことがあるからこれは任せてくれる、

これが基本的な一般論だと思います。

る。こういう人たちに対して、例えば金融サービス法なんかをつくって、そして一般投資家、消費者、そういう人たちの権利を保護しないといけない、こういう声が非常に強いわけですが、どう

か機関投資家じゃない投資家というのもたくさんいるわけですね。そういう人々は、消費者といふように、そういうカテゴリーの中に入るかどうか

で、ちょっと入らないと思うのですが、そういう

人々も守つていかないといけないというとき

に、今おっしゃった原則はよくわかりました。

そこで、私がお尋ねしているのは、この金融システム改革法にも幾つかのそういう規定があります。それは私も検討して、読みました。そして、

例えば今の商法、民法、刑法、現存する基本法、または特別法の中にもそれぞれの規定があるとい

うこととも知つております。私が確認したいのは、

そういう法整備で、今度の金融システム改革によつて新しい商品とかが生まれてきます、そういうときに対応してそういう投資家保護の十分な規定が整備されていますかどうかということを聞いて

いるわけです。検討をしていいかないと云ふことなどとか、そんなことをおっしゃったよう

気がしますが、それは、整備がされてないのならば検討する必要はないといけない、整備がされているの

ところをもう一回はつきりと、今の現行法制と金融システム改革法によって消費者、投資家保護の整備がなされているのか、それとも、これでは十

分じゃないから新しい金融サービス法といふもの

をつくつて、また新しいもので保護していかない

と云ふふうに考えていらっしゃるのか。どちら

かお答えください。

○松永国務大臣 先ほど申し上げたのは、金融

サービス法という法律をという意見があるといふことを申し上げたわけで、今御審議を願つておる

この法律によって、投資信託の販売や有価証券店頭デリバティブ取引など、銀行等と証券会社がど

もに行う取引について共通の行為規制あるいは公正取引ルール等を適用する措置が盛り込まれてお

るわけでありますので、多様な金融商品、サービ

スの提供や、あるいはまた業態にとらわれない自

由な参入が行われるようになることに備えて、今申したような業者あるいは消費者の保護に対する制度もこの法律の中に盛り込まれておるということを申し上げたわけであります。

○西川(知)委員 いや、それは盛り込まれている

それなりに担保されていると思いますが、それだけ十分かという議論はいつも私ども頭に置いて研究をしていく必要があるというふうに考えております。

○西川(知)委員 持ち時間が終了いたしましたので、新しい保険の商品と証券の商品、銀行の商品がそれぞれどういうふうな規制になつてゐるのか、どういう理由で違うのか。また、最初に御紹介しましたいろいろな具体的な問題、さつきは機関委員会で取り扱つたところを、二つほど、二つほど

○西田(延)委員 それでは、橋本総理が今年度入りましてから四月九日に発表いたしましたことじゅうの二兆円の特別減税の上積みで増額発行を余儀なくされる十年度分の特例公債の額は幾ら

）だと考へておられますか。

ことは私も十二分に知っていますし、説んでいますからわかつています。私が申し上げたいのは、これで十分なのか、それとももつと法整備をしないといけないのか。先ほど金融サービス法の制定が必要だという意見もあるというふうに大臣は聞いておられるというのですが、大臣の御意見としては、この法律で十分なのか、それとも十分じやないのか、これほどちがいしかないですから、お

○山口政府委員 答えください。

先生非常に詳しく研究なさっておりますので御存じだと尊敬しておりますけれども、この法律はかなり画期的に変えております。例えは、投資信託や有価証券店頭デリバティブ等の扱い、あるいは今までグレーゾーンでなかなか手が出せなかつたような部分もきちっとやれるような形にするということをございますので、現時点においてはこれで対応できるというふうに思います。

ただ、最近の金融技術は日進月歩でございます。思われるものが商品として出てくるかも知れません。それはいい意味で申し上げております。いろいろなものが組み合わされる、あるいは逆にアンバンドリング、分離されるということもあると思います。そうしたときに、では、こうしたある意味では縦割りの法制で十分かという議論は当然出てくると思います。

イギリスで金融サービス法というのができた、それを見習えという議論はあります。あれはどうかという業法的なものが余りしかりしてなかつたというので一足飛びにそちらの方へ行つたといふような認識を私は持つておりますが、今我が法制において継割りの業法というのを、例えば免許制をとつてゐるのは自分を律するという立とを強く求めておりますので、それは

それなりに担保されていると思いますが、それだけ十分かという議論はいつも私ども頭に置いて研究をしていく必要があるというふうに考えております。

○西川(知)委員 持ち時間が終了いたしましたので、新しい保険の商品と証券の商品、銀行の商品がそれぞれどういうふうな規制になつてゐるのか、どういう理由で違うのか。また、最初に御紹介しましたいろいろな具体的な問題、さつきは機関委員会で取り扱つたところを、二つほど、二つほど

○西田(延)委員 それでは、橋本総理が今年度入りましてから四月九日に発表いたしましたことじゅうの二兆円の特別減税の上積みで増額発行を余儀なくされる十年度分の特例公債の額は幾ら

だと考へておられますか。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○村上委員長 次に、西田猛君
○西田(猛)委員 自由党の西田

資家の保護がなされている。しかしながら、これから日進月歩で全く想像もできないような新しい金融商品が出てきた、そういう場合に果たしてここで対応できるかどうかはわからない。その場合にはもう一回法の整備を考え直さないといけないかもしれない。しかしながら、今言つたような現状、そしてこの金融システム改革法ということでもこの現状の中に入れてください。そのシステムの中では、今の法整備というものは消費者、投資家に対してもいろいろな保護規定があつて十分であるというふうに私は理解したのですが、それでよろしいかどうか。大臣、お答えください。

○松永国務大臣　現段階で想定される事態には、今御審議を願つておる法律によつて対応できるこというふうに思います。

先ほど銀行局長、この分野は日進月歩、将来は今想定できないような新商品その他が出てくる可能性はある。そういう場合に備えて実は金融

サービス法という一括的な法律についての議論がなされているということを私も聞いておるわけであります。しかし、金融サービス法という問題は別として、現段階で想定される多様な金融商品やサービスの提供、そういうもののを考えますと、現段階においては、今審議を願つておる金融システム改革法案、これによつて対応していくけるものというふうに考えております。

○西川(知)委員 持ち時間が終了いたしましたので、新しい保険の商品と証券の商品、銀行の商品がそれぞれどういうふうな規制になつてゐるのか、どういう理由で違うのか。また、最初に御紹介

○西田(延)委員 それでは、橋本総理が今年度に入りましてから四月九日に発表いたしましたしじゅうの二兆円の特別減税の上積みで増額発行を余儀なくされる十年度分の特例公債の額は幾らだと考えておられますか。

○細田（興）政府委員　総理が発表されました今年中の二兆円の特別減税の上積みとそれによる特例公債の発行額との関係につきましては、先ほど申し上げましたように、特例公債の発行額が歳出當入の状況全体から判断されるべきものであることから、一対一の対応関係を申し上げるのは適当でないと考えております。しかしながら、今回の二兆円の特別減税の上積みにより、国税について

一兆四千億円程度の減収が見込まれること等から、それとはば同額程度の特例公債の発行を余儀

なくされるのではないかと考えております。
○西田(延)委員 今御答弁いただきましたよ
に、しないと言つて、いた特別減税をすることによ
つて特例公債の発行増がだんだん余儀なくさ
れているわけでござりますね、大臣。

そこで、その三月十八日の大蔵委員会で私はお
尋ねを申し上げました。我々自由党は新進党的と
きから、抜本的な税制改革をして、そして減税も
行わなければいけない、ですから、もう昨年の初
めの時期に二兆円の特別減税の継続法案まで出
たわけですがれども、それはほかの皆様方の反対
で否定されました。そのことなどについて三月の
大蔵委員会でお聞きしたときに、大臣は、財源も
よくわからないし、そんなのはだめだ、まずは財
政再建あるのみだという御答弁で終始しておらじ
たわけでございます。

ところが、今になってこの特別減税が余儀なくされた財政構造改革の目標が遠のいてしまっているところを態についてどのようにお考えなのか、お答え願いたいと思います。

○松永国務大臣 委員を中心にして、この中で、党の先生方が、常に大幅な税制改革、その中での恒久減税ということを主張していらっしゃるこ

は、私もよく承知しております。

減税を告う場合には、その財源は何によるのか、財源が明確でなければ、そしてまた要当な財源がなければ、減税をすれば当然のことながら特例公債の発行を余儀なくされるわけですね。特例公債を発行した場合には、いざれその返済のための負担を今度は国民に求めざるを得ないという結果になつてくるわけありますから、したがつて、その点についてはまず財源はどうするのでしょうかということをお聞きせざるを得ないわけなんです。

今度総理が特別減税を実施され、さらに十年中に新たに一兆円の特別減税を主張し、決められたわけでありますけれども、その財源措置は、今主計局次長が答弁を申し上げたとおり、特例公債の増發を余儀なくされるわけであります。なぜそうしたのかということではありますが、現下の厳しい経済、景気の動向、それの対応策として緊急避難的にそれを実施する、こうなつたものと承知いたしております。

○西田(猛)委員 緊急避難が三度続いてきているわけなんですね。三月十八日のこの大蔵委員会で平成九年十二月の二兆円の特別減税について私がお尋ねしたときに、大蔵大臣はこうお答えになつておられるのですよ。

そうすると、財源がありますませんでしたから、先ほど主計局次長が答弁をしたように、一兆近く特別公債によつて減税せざるを得なかつた、これは正しいんですね。

この事態を乗り切るために、こういつたのが今回特別減税の措置であったというふうに思つた。わざでありますし、文字どおり特別の措置であつたといつたことがあります。そこでまず特別の措置であつたとおつしやいました。さらに、私はそれを踏まえて、では、もうこれからはその二兆円だけで景気がよくなるんだと

おっしゃるわけですね、しかしながら、財政構造改革は突き進めていかないということでしょう

か、大臣、政治家としての御決意をとお聞きしたのです。大臣、覚えておられると思います。そうしたら、そのときに大臣はこうおっしゃったのです。

したがいまして、非常に厳しいことであります

すし、つらいことではありますけれども、

今おっしゃったのと全く同じ言葉ですね。

財政構造改革法に定められておる目標、それを達成するために最大限の努力をしていくのが私

は政治家として大事な務めだろう、こういうふうに思つております。

そのときにもうおっしゃいました。今もまた同じことをおっしゃるうとしておられます、三月十

八日に同じことをおっしゃつたにもかかわらずま

た二兆円、今度また来年もう一遍二兆円を継続

してやるとおっしゃつておられます。ということ

は、三月十八日といえばたつたの二十日前ですけ

れども、二十日前に大臣が御自身として、この財

政構造改革法に定められておる目標を達成するた

めに最大限の努力を払うことが政治家としての務

めだと言つておられたことは、では、もう終わつたのです。大臣の政治家としてのお務めは終

いという事態になつたわけですね。

さらに、四月九日に、平成十年度予算成立に伴

う橋本総理大臣記者会見の御発言の中では、まさ

に驚くばかりの発言内容が引きも切らず並べられ

ています。例えば、「今のよくな深い深刻な経済情勢

にかんがみ」これは予算成立したときの直後の

コメントですね。「私は現在の財政構造改革の基

本的な骨格は維持しながら、緊急避難的にどのよ

うな対応を取るべきかを早急に検討すべきだと考

えます。」「特例公債発行額の弾力化を可能にする、」云々かんぬんです。これは何度も国会の場

でいろいろと言われてきたことでありますけれども、本当に驚くべきことだと思います。

〔委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席〕

○松永国務大臣 三月十八日の大蔵委員会でのこ

とをおっしゃいましたが、今、四月幾日でござい

ますから、二十日前ではなくて一ヶ月ぐらい前に

なりますかな。(西田(猛)委員「日にちがちょっと

と間違つたかもしません」と呼ぶ)それはお互

いです。言い間違いはありますから、それは結構

なのであります、要するに、後世代の負担とい

うことを考えますと、やはり財政構造改革は絶対

進めていかなければならぬ、それが大原則であります。しかし、経済情勢、景気の動向というものは変化していくわけありますから、その中で臨

機応变の措置をとるということは、これもまた當

然のことだというふうに総理も申し上げ、私も申し上げてきたところであります。現在における戦

いこの景気の情勢等を見て、臨機応变の措置あ

るいは緊急避難的な措置として特別減税の追加と

いうことを実に決めることになったわけござい

ます。

○西田(猛)委員 確かに三月十八日は四十日ほど

前であります。それは私が訂正をいたします。私

が素直に訂正を認めたのであれば、大臣もその

ところは素直にお答えいただければと思うのです

よ。あの当時、二兆円はやるけれども、それ以

外、財政構造を推進していくのが政治家としての

役目だとおっしゃつたのが、わずか四十日後に

なってまた違うことをおっしゃらなければならな

いという事態になつたわけですね。

さらに、四月九日に、平成十年度予算成立に伴

う橋本総理大臣記者会見の御発言の中では、まさ

に驚くばかりの発言内容が引きも切らず並べられ

ています。例えば、「今のよくな深い深刻な経済情勢

にかんがみ」これは予算成立したときの直後の

コメントですね。「私は現在の財政構造改革の基

本的な骨格は維持しながら、緊急避難的にどのよ

うな対応を取るべきかを早急に検討すべきだと考

えます。」「特例公債発行額の弾力化を可能にする、」云々かんぬんです。これは何度も国会の場

でいろいろと言われてきたことでありますけれども、本当に驚くべきことだと思います。

○松永国務大臣 要するに、総理は一般論として

努力目標を言われたものだというふうに私は理解

しております。

○西田(猛)委員 お話を知らないと思うのです

ね。一国の総理大臣がさまざまな財源確保の道と

言えども、歳出を削るだとか、何かあるのではないでしょ

うか。これは一般的な目標を言わただけなので

すか。一般的な努力目標を言つただけだと今おつ

しゃいましたね。これは後々大変な問題になつて

くると思うのですね。一般的な努力目標を言った

だけだということは、この総理の記者会見の内容

そのもの全部が一般的な努力目標と考えていいの

でしょうか。

○松永国務大臣 そのさまざまの財源確保の道が

すつすつと見つかるようならば実は苦労がないわ

けであります。どういう点に新たな財源の道を

求めるか、これは研究に研究を重ねなければならぬ問題だと思うのですね。ただ、その心は、その精神は、とにかく将来世代に負担を先送りする

う努めなければならない、そういう趣旨を一般論として言わされたものと私は理解しております。○西田(猛)委員 私が言つていることを繰り返さないでください。それはここに書いてあることであります。

いいですか。もう一度読みますよ。「さまざまの財源確保の道を政府自身の努力で求めなければならることは言うまでもありません。」そのさまざまの財源確保の道は何なのか教えてください。

○西田(猛)委員 確かに三月十八日は四十日ほど前であります。それは私が訂正をいたします。私が素直に訂正を認めたのであれば、大臣もそのところは素直にお答えいただければと思うのです。

いいですか。もう一度読みますよ。「さまざまの財源確保の道を政府自身の努力で求めなければならることは言うまでもありません。」そのさまざまの財源確保の道は何なのか教えてください。

○西田(猛)委員 要するに、総理は一般論として努力目標を言われたものだというふうに私は理解しております。

○西田(猛)委員 お話を知らないと思うのですね。一国の総理大臣がさまざまな財源確保の道と言えども、歳出を削るだとか、何かあるのではないでしょ

か。今おっしゃったことが積み重なってきたのであります。ですから、我々が從前から申し上げているように、構造的な改革が必要なんだ。だから、歳出の根本的な見直しというよりも立て直し、そして税制構造の改革ということでなければ、この財政赤字の日本、そして資産デフレによるところの経済不況の日本は克服できないということを我々は二年も前から申し上げているわけです。

ちょうどどきのうの夜、たまたまテレビを見ておりましたら、英國のBBC放送が英語で言っておりました。シックスティーンクリリオイン・パッケージ・フェイルド・トゥー・チャード・ザ・マーケットですよ。幾ら十六兆円の経済対策を打つたって、市場を鼓舞するには失敗したと言われているわけですね。それに続けていわく、もう下手な英語は言いませんけれども、構造改革が見えないがゆえであるとはつきりと言つております。

大臣にお答えをお願いしても、この場で何かしらばつと明るく先の見えるようなお答えが返つてこないので、私も大変残念ですけれども、ここのこととは本当に問題だと思います。今おっしゃつたように、財源確保の道があれべきいのだけれども、ないから特例公債に頼っているのだ。だからこんなことになつてしているのではないですか。今、財政の最高責任者として言つてはならないことをおつやつたのだと僕は思いますよ。ほかに道がないから特例公債に頼らざるを得ないのだ、それは財政とは言えないと思います。

ところで、橋本総理の総合経済対策の中でこういひくだけがございました。四月二十四日に発表された総合経済対策の中で、「郵貯・簡保資金による資産担保証券への運用の検討等など資産担保証券の市場整備を図る」とされておるわけです。これは、私は、郵貯だ、簡保資金だといふものがそういうことに使われるという切り口でお聞きするのではなくして、今ちょうどこの委員会での審議にかかるりますいわゆる金融ビッグバン法に絡んで、そういう資産担保証券の市場整備を因

るために公的資金が導入されるということの問題ですよ。ですから、我々が從前から申し上げているように、構造的な改革が必要なんだ。だから、歳出の根本的な見直しというよりも立て直し、そして税制構造の改革ということでなければ、この財

政赤字の日本、そして資産デフレによるところの経済不況の日本は克服できないということを我々は二年も前から申し上げているわけです。

○篠田説明員 今般の経済対策の中では、「郵貯・簡保資金による資産担保証券への運用について、平成十一年度に向けて検討する」というよう表現されておるところでございます。

郵政省としたしましては、資産担保証券の市場が整備されますのが、この特定目的会社による特

定資産の流動化に関する法律が施行される九月一日以降であるということを踏まえまして、郵貯、簡保資金の運用対象を多様化いたしまして、預金者、加入者の利益に資するために、安全、確実な

もとより、郵貯、簡保の資金運用と申しますのは、預金者、加入者の利益の確保、事業の健全経営の確保という観点から行われているものでございまして、安全、確実な資産担保証券に対する運

用につきまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

○西田(猛)委員 今、郵政当局からそういうお答

えでしたけれども、安全、確実な資産担保証券と

いうのはあるのですか。これは、今おっしゃつた二ニース、夕刊にも出ていますけれども、大

臣もう御存じだと思いますが、三月の失業率が過去最悪です。三・九%ですね。さらに〇・三%以上

がっています。そして、有効求人倍率は〇・五八

倍。これは、〇・〇三ボイント下がって七ヵ月連

続の低下とということでありますね。まだまだその

十六兆円のパッケージも、もちろん失業率とか有

効求人倍率には遡行性があるとはいいますがれども、市場を全然反応せしめていないということだ

と思います。

大蔵大臣という財政運営の最高責任者が、ほか

に財源確保の道がないから特例公債に頼るしかな

いんだと言つたら、また、これ以降のマーケット

が私は本当に心配になつてくるのですね。大臣、

本当にようろしくお願いしたいと思います。

ところで、きょう午前中に若干御質疑がありま

した大蔵省における処分の問題ですけれども、先

ほどの理事会で、訓告以上の方ですかについて

申しますのは、御存じのように、国家公務員

法に基づく懲戒処分と分限処分、あるいは省内規

律、規則に基づく処分というのは全く違うわけで

いました。国家公務員法に基づく懲戒処分というのは、

言うまでもなく、その名が示すとおり、何か義務

があつて、しかしその義務に違反したからそれが

公務の能率を阻害するあるいは公務全体に対する

信頼を阻害するということで行われる処分である

るためには公的資金が導入されるということの問題だと思います。

ただ、この資産担保証券と申しますのは、証券の裏づけとなります資産、指名金銭債権あるいは不動産等でございますけれども、こうしたもののが健全な収益性があるものであれば、それを裏打ちして、発行されます証券の健全性というものもあれば、それを裏打ちして、資産担保証券の市場が整備されますのが、この特定目的会社による特

定資産の流動化に関する法律が施行される九月一日以降であるということを踏まえまして、郵貯、簡保資金の運用対象を多様化いたしまして、預金者、加入者の利益に資するために、安全、確実な

もとより、郵貯、簡保の資金運用と申しますのは、預金者、加入者の利益の確保、事業の健全経営の確保という観点から行われているものでございまして、安全、確実な資産担保証券に対する運

用につきまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

○西田(猛)委員 経済対策の中で述べられたこと

ですから、経済対策の一環としてそれに資してい

くんだと思うのですが、それにしても、今入つて

きたニース、夕刊にも出ていますけれども、大

臣もう御存じだと思いますが、三月の失業率が過

去最悪です。三・九%ですね。さらに〇・三%以上

がっています。そして、有効求人倍率は〇・五八

倍。これは、〇・〇三ボイント下がって七ヵ月連

続の低下とということでありますね。まだまだその

十六兆円のパッケージも、もちろん失業率とか有

効求人倍率には遡行性があるとはいいますがれども、市場を全然反応せしめていないということだ

と思います。

大蔵大臣という財政運営の最高責任者が、ほか

に財源確保の道がないから特例公債に頼るしかな

いんだと言つたら、また、これ以降のマーケット

が私は本当に心配になつてくるのですね。大臣、

本当にようろしくお願いしたいと思います。

ところで、きょう午前中に若干御質疑がありま

した大蔵省における処分の問題ですけれども、先

ほどの理事会で、訓告以上の方ですかについて

申しますのは、御存じのように、国家公務員

法に基づく懲戒処分と分限処分、あるいは省内規

律、規則に基づく処分というのは全く違うわけで

いました。国家公務員法に基づく懲戒処分というのは、

言うまでもなく、その名が示すとおり、何か義務

があつて、しかしその義務に違反したからそれが

公務の能率を阻害するあるいは公務全体に対する

信頼を阻害するということで行われる処分である

ますけれども、またいつになるかわかりません。

そこで、ちょっと急で恐縮ですけれども、一番

重いとされたいた処分の方、これは懲戒停職四カ

月になられた方は、どういう理由でこの懲戒停職

だと思います。

ただ、この資産担保証券と申しますのは、証券

の裏づけとなります資産、指名金銭債権あるいは不動産等でございますけれども、こうしたもののが健全な収益性があるものであれば、それを裏打ちして、発行されます証券の健全性というものもある程度確実なものと考えができるのではないかと思つております。

いために公的資金が導入されるということの問題

のが九月一日でございますので、実際にどのよう

なものが出てくるかということにつきましては、

市場の動向を踏まえて検討していかなければなら

ないと思つております。

ただ、この資産担保証券と申しますのは、証券

の裏づけとなります資産、指名金銭債権あるいは不動産等でございますけれども、こうしたもののが健全な収益性があるものであれば、それを裏打ちして、発行されます証券の健全性というものもある程度確実なものと考えができるのではないかと思つております。

いために公的資金が導入されるということの問題

のが九月一日でございますので、実際にどのよう

なものが出てくるかということにつきましては、

市場の動向を踏まえて検討していかなければなら

ないと思つております。

ただ、この資産担保証券と申しますのは、証券

の裏づけとなります資産、指名金銭債権あるいは不動産等でございますけれども、こうしたもののが健全な収益性があるものであれば、それを裏打ちして、発行されます証券の健全性というものもある程度確実なものと考えができるのではないかと思つております。

いために公的資金が導入されるということの問題

のが九月一日でございますので、実際にどのよう

なものが出てくるかということにつきましては、

市場の動向を踏まえて検討していかなければなら

ないと思つております。

いために公的資金が導入されるということの問題

のが

べきなんですね。ということは、何かしらある義務があつてその義務を破ることがあつたということが前提でなければならないのだと思うのです。したがつて、そのような重い処分をされるときには、やはりこれを、当然本人には文書等で通知されるでしょうけれども、少なくとも国会あるいは国民の目の前にも明らかにして、それはその処分を受けられた方のためになると思うのです。本当にこの人はそういう处分を受けなければいけないのか、あるいはそうでないのかといふとも我々は明らかにしていかなければならぬと思います。

ところで、減給二〇%二カ月になつておられる保険部長さんについては、なぜこのような処置になられたのですか。

○武蔵政府委員 保険部長につきましては、大臣の方から冒頭御説明がありました。

繰り返しになりますのでちょっとはよせていただきますけれども、平成八年十二月の倫理規程以降、職務上の関連のある民間金融機関との間で会食が一回、ゴルフが一回あった。それから、七年五月から八年十二月までの間にやはり会食が十数回ありました。それから、平成五年から七年までの間に同様に会食を計二十数回、ゴルフが二〇%二カ月ということにされたわけのございます。

○西田(猛)委員 今おっしゃったような行為はどうよろしい義務に違反したのですか。

○武蔵政府委員 まず第一に、平成八年十二月の倫理規程におきましては、会食を行うためには手続を踏む必要がある、事前に服務担当者の承認を得るという必要が原則としてござります。そういう手続を得なかつたこと。それから八年十二月以降は、ゴルフはこれは例外なく禁止されておるわけでございますので、そういうことに違反したといったようなことが主なことでござります。

○西田(猛)委員 そこで、このリストをいただきまして、我々もきのうの夜からけさにかけていろいろ

いると調査をさせていただきましたけれども、保険関係の方がどうも数が少ないようと思われる。これは、保険部関係についてはまだこれから調査を継続しておられるということですね。あるいは何かしらのさらなる事実、事態が判明すれば、当然さらに調査を進めていかれる、こういったことですね。

○武蔵政府委員 保険関係の者は数が少ないという御指摘がございましたけれども、私どもは、今回調査におきましては、保険会社との関係につきましても調査を行いました。ほかの民間金融機関等との関係もあわせまして今回の処分を行つたわけでございます。

そういう意味で、今、今後もまだというお話がありましたが、そういう状況ではございません。

○西田(猛)委員 巍間よく言われているところで、銀行業界、証券業界よりも保険業界が、これには損保、生保を問わず大変大蔵省当局の御指導のもとに強くあられたからその関係はより一層深いといふふうだと言われています。私も知るところは恐らくそうではないかなというふうに思つておりますので、そこは今の官房長の認識とはちょっと違いますね。大臣、どうでしようか。

○松永国務大臣 今官房長が申し立とおりであります。したがつて、保険会社との関係も銀行等との関係も調査をしたわけでありまして、その結果としての処分を行つたところでありますから、保険会社との関係をさらに調査していくという予定はございません。

しかし、今後新たに具体的な事実でも判明した場合には、これはそのことについての調査はしなければならない。そうした上での処分というものはあり得るわけであります。それは具体的に、そしてまた大きな疑惑等が出てきた場合ならばこれであります。私どもは現在のところそういう事実関係を把握しておりませんので、現在まで

から一步手前ぐらいでおっしゃったところを我々は多したいと思います。新しい事実が出てくれば、あるいは何かしらのさらなる事実、事態が判明すれば、当然さらに調査を進めていかれる、こういったことですね。

○松永国務大臣 本日も前にも申したことござりますが、任命した職員について大きな疑惑が出でた、こういったこと等の場合には、調査をして、そして任命権者としてその調査の結果に基づいて処分をするというのは、これは任命権者の務めだろう、こういうふうに思つておるわけです。

そういう具体的な事実がない、ただどこかで言つてはなかろうか、こう思つておるところでござります。

○西田(猛)委員 ゼビ率でない調査を継続していただきたいと思います。これは大変重い問題でありますから、まあきのうの時点でおやめになられた方が二人プラス一人、三名いらっしゃったようですが、強い身分保障のある公務員においてこういうことというのは大変重いことでありますから、その方たち御本人及び御家族も含めた周辺の皆さんのことなどを考えれば、我々はそのことを非常に重く受けとめて、なぜこうであつたのか、そしてこれをどういうふうにこれから教訓としていかなければならぬのかということを本当にしっかりと考へいかなければならぬのかということだと思います。

○西田(猛)委員 今おっしゃったことの前提となるお、少しつけ加えさせていただきますと、このような課税上の取り扱いでございますが、会社更生法の決定等が行われた場合と同じようなことが認められていることございまして、今回の税制上の対応といいますのは、これに準じた取り扱いを検討しようとするものでございます。

○西田(猛)委員 今おっしゃったことの前提として、そういう当事者間の合意が得られたらということなんですねけれども、この合意といふのはどういうふうに得られるものなんでしょうか。

○尾原政府委員 まだこの臨時不動産関係権利調整委員会(仮称)構想段階でございまして、これから法律がどうなつていくか検討をするところ

でございますが、まさにあつせん、調停等によつて債権者及び債務者の合意が得られ、その債務者とそれから複数の金融機関を含む債権者の間で合理的な再建計画が策定された、こういうことが前提とされているものと考へております。

○西田(猛)委員 従前、官房の金融検査部で出されられた無税償却証明との関係はどのようになつてくるのでしょうか。

○尾原政府委員 無税の償却証明といいますのは、まさに貸し倒れ損失として税制上損金と見られる債権かどうかなどといふことでございまして、最近の改正によりまして、まさにそれは証明制度で

はなしに、納税者の申告によって同じような基準によつて無税になるものかどうかを申告していた

だくという制度に変わつております。

今申し上げましたこの制度でございますが、まさに債権を放棄するわけです。金融機関などがある債務者について持つている債権を、そのまま債権を持つていたのでは会社なり債務者の経営が成り立たなくなるだろう、そのときにみんなが合理的に債権をカットすればその会社が成り立つていいく、しかも不動産も動き、不良債権も処分されていく、こういうような場合でございまして、先生今申されました無税債却の話とは若干次元の違う側面があらうと思つております。

○西田(狂)委員 同じく今回の金融ビッグバン法の中から出てくる証券版の早期是正措置についてお聞きしたいのです。

証券会社というのは基本的には仲介業ですから、プローカレッジハウスですので、そんなに大らかにリスクさせたらなければ破綻するということは本当には考えられないことだと思います。けれども、従来の縦縦を見てみれば、証券会社本体だけじゃなくして、その関係のノンバンクですとか不動産関係の子会社などが問題を起こして、どうしても一緒に倒れてしまつたということだったのではないかなと思います。

○山本(見)政府委員 お答えいたします。

証券会社の自己資本規制は、業務に伴うリスクを全体として把握して、すべてのリスクが顕在化した場合に損失に耐え得るだけの自己資本の保持を求めるものでございまして、平成二年に早期是正措置として導入されたものでござります。

それで、リスク算定に当たりましては、市場リスクや信用リスク等を詳細に計算することを求めおりまして、御指摘のような点につきましては、証券会社が関係会社の破綻に耐え得るよう、

関係会社貸付金に相当する自己資本の保持を要求しているところでございます。

いずれにいたしましても、こういった個別リスクのあり方につきましては、今先生御指摘の点も踏まえまして、今後ともより適切なものとなるよう見直しを図つてまいりたいというふうに考えております。

〔浜田(靖)委員長代理退席、委員長着席〕

○西田(狂)委員 大臣にお聞きしたいと思うのですが、先ほど来私が話題にしております四月二十四日の政府の総合経済対策の中でいろいろと出ております。特に国を中心とした社会資本整備等を行わなければならぬ。我々は、この総合経済対策そのものが、今申し上げた十六兆円の総合パッケージが本当にワークするのかどうかといふのは全く疑問ですし、とてももろ手を挙げて贅成できるものではありません。ありませんけれども、もしもこののような状況の中で今政府がこれをどうしても実行するというのであれば、どうせ実行するのならばそこはしっかりとやり方でやつていただきたい。これはもう国民の強い願いだと思うのです。

そこで申し上げたいのは、国を中心とした社会資本整備をする、特に環境への負荷の少ない経済社会の実現を目指して環境・新エネルギー特別対策事業として一兆六千億円程度の事業を実施する

終わります。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党的佐々木陸海です。

まず、大蔵大臣にお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 国家公務員法に基づく懲戒処分、それが重いということは私も承知しておりますし、特に国家公務員に経験のある西田先生が先ほど厳しく申されました。要するに、国家公務員法八十二条に定めてある懲戒処分、これは、一番目が「法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合」、二番目が、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、三番が「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」。

私は、今回の処分はこの第三号としての処分といふふうにしたわけありますけれども、これは、

大蔵省における過去の例、ほかの省における過去

の例等々と比べた場合には格段に重い処分になつてゐることは、西田委員はよく御承知のことと思ひます。

そういう重い処分の中で、一番重いのが免職、

次が停職、そして減給、次が戒告、こういう順序になつておるわけありますが、今御指摘の証券局長心得にしたのは、この戒告の処分はしたとこ

は市町村の事務だからといって財政力の弱い市町村に任せつ切りにはできないと思うんですね。ですから、もしもせつかくこういうバックエージをするのであれば、本当に国民、住民の皆さんのことも考えた、ダイオキシンが発生することのないようなどみ処理施設建設などについて国が積極的に関与していくといふうな仕組みも、例えば一つの例として考えられていいのではないかでしょう。

○松永国務大臣 委員御指摘のように、総理は、特に環境それから新エネルギー等々に重点を置いておりましても、その中でも特に緊急性の高い公共投資をということで述べられていることは事実であります。これを受けた十六兆円の総合パッケージが本当にワークするのかどうかといふのは全く疑問ですし、とてももろ手を挙げて贅成できるものではありません。ありませんけれども、もしもこののような状況の中で今政府がこれをどうしても実行するというのであれば、どうせ実行するのならばそこはしっかりとやり方でやつていただきたい。これはもう国民の強い願いだと思うのです。

そこで申し上げたいのは、国を中心とした社会資本整備をする、特に環境への負荷の少ない経済社会の実現を目指して環境・新エネルギー特別対策事業として一兆六千億円程度の事業を実施する

終わります。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党的佐々木陸海です。

まず、大蔵大臣にお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 国家公務員法に基づく懲戒処

分、それが重いということは私も承知しておりますし、特に国家公務員に経験のある西田先生が先ほど厳しく申されました。要するに、国家公務員法八十二条に定めてある懲戒処分、これは、一番

目が「法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合」、二番目が、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」、三番が「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」。

私は、今回の処分はこの第三号としての処分といふふうにしたわけありますけれども、これは、

大蔵省における過去の例、ほかの省における過去

の例等々と比べた場合には格段に重い処分になつてゐることは、西田委員はよく御承知のことと思ひます。

そういう重い処分の中で、一番重いのが免職、

次が停職、そして減給、次が戒告、こういう順序になつておるわけありますが、今御指摘の証券

局長心得にしたのは、この戒告の処分はしたとこ

るであります。しかし、委員御指摘のとおり、であります。しかしながら、そういういた処分にならなかつた者を充てたいのでありますけれども、何せ急なことではありませんし、すぐ答弁に立てる人を充てなければならぬというわけで、事務取扱いということに発令をさせていただいて、そして審議に参加するに任者を充てたいということでお考へておるところでございます。

○佐々木(陸)委員 そうすると、今その心得としてやつた人は本当につなぎであつて、今の法案を通しておなじことをやつたら、ますますそういう人を相手に質問してこの法案を通すというわけにいかなくなりますよ。

○松永国務大臣 心得というのは、ずっとこの人が心得でいくものではないというふうに御理解願いたいわけです。

○佐々木(陸)委員 だから、今、大蔵大臣、答弁に立たせるためにすぐ立てる人をということで任命したけれども、しかし、もつとすつきりした人を証券局長の後がまには近々据えるからとおっしゃつたわけでしょう。だから、今の答弁者は全くつなぎの答弁者で、この法案を通すためだけの便宜的な答弁者ということにならざるを得ないぢやないか、それでは本当に話が通らないぢやないかということになるのぢやないですか。

○松永国務大臣 行政は一日も停滯が許されませんし、国会の審議をいたしましても停滯するのは望ましくない。そういう状況下でのきのうの処分になった関係上、まずは心得ということで発令をさせていただいたわけでありまして、心得でありますから、いずれは、近いうちに適当な後任を決めなければならぬ、こういうふうに思つておるわけであります。

○佐々木(陸)委員 納得できませんね。今回の事

件への国民の感情を本当に真摯に受けとめれば、处分を受けた局長クラスは全員辞任せても当然であります。そういう中で懲戒処分を受けたとをお許し願いたい、こういうことでお願ひをいたところでありますが、正式な後任につきましては、近々に委員から非難されるような人でない道

省の本当の出直しになるのぢやありませんか。人物が新たに局長代行職になるなんというのは本當に論外であつて、こういう人事は撤回して臨むべきだ。本当に大蔵省が信頼ができる行政をこころ立ち直そつとするのだったら、国会の答弁に立ててきちんととした者を充てるべきだ。それが大蔵省の本当の出直しになるのぢやありませんか。

○松永国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、この大事なときでありますから、行政の停滞あるいは国会審議の停滞、そういうものは許さない、こう思いますので、国家公務員法に基づく厳しい行政処分をしたわけでありますけれども、その中から、すぐ局長の仕事の代行ができる人といら見地からいって心得として任命をさせていただいて、そして証券局長の仕事を代行させていただいておる、こういうことでありますので、これは御理解を賜りたい、こう思う次第でござい

ます。

○佐々木(陸)委員 私は、大蔵行政への国民の信頼を失墜させた、そういう人たちを処分したから、それであとは国会に出てきて答弁をするのも認めてもらいたい、それは結構なんだ、行政を停滞させないためにそれは必要なんだという議論は通らないということをはっきり申し上げておきた

いと思います。

午後の冒頭で松永大臣は、四名に限つて、なぜ処分をしたのか、その処分の理由を明らかにされましたが、その場合も、具体的な相手は從来から、口頭によってお尋ねがあれば御説明するということですべてまいりました。昨日の発表の時点におきましても、いろいろな御質問に対しまして担当者がお答えさせていただいたということでございます。

本日も、お尋ねに応じましてできる限りのことにつきましてはお答えさせていただいておるわけでござりますけれども、先ほどからそれを文書で出すようだといふようなお話をござりますので、それにつきましては真剣に検討させていただきたいというふうにお答えをしているわけでございま

す。

さらに、その処分の内容を示す際に、詳しい金額でありますとか相手先といふものも開示すべきではないかというお尋ねでございますが、まず、費用、金額につきましては、これは通常、会食におきましては相手側が負担しておるわけでござ

うのですよ。それを四人については今述べられましたけれども、なぜ初めから、少なくとも処分しなぐらいである。そういう中で懲戒処分を受けた者全員についてそういう全容をはつきりさせようとなさらないわけですか。

私たちが一貫して要求してきたのは、一刻も早く処分しろなんということを要求してきたわけじゃないのです、処分するというのは、それで一件落着ということで物事にけじめをつけるということですから。私たちが要求してきたのは、その調査の内容を一刻も早く発表してくれと言つてたわけで、まさに処分をするのだったらするで、その処分をした人たちの処分の理由が、どういう

行為によつてそういう処分になつたのか、一つ一つ明らかにすべきだし、その一つ一つも、さうきのような抽象的な内容じゃなくて、どういう銀行、どういう証券会社からどういう接待があつて、その接待は金額にすればどういう金額に上るか、そしてそこでどういう会話があつたのかといふことまできちんと発表してくれば、我々は判断のしようがないじゃないですか。

○武蔵政府委員 処分の発表に当たりまして、その処分の対象となつた事実につきましては、これは從来から、口頭によつてお尋ねがあれば御説明するということですべてまいりました。昨日の発表の時点におきましても、いろいろな御質問に對しまして担当者がお答えさせていただいたといふことでござります。

○佐々木(陸)委員 国民の声は圧倒的に、今度の処分は軽過ぎる。そして、こういう大蔵省の幹部が業界の接待慣習にあって大蔵行政がゆがめられないのかといふところと一番の疑惑や不信がないのかといふところと、そのためには、だれから接待を受けたのかといふ点の公表は本当にかなめですよ。実態を解明する上で不可欠の問題じやありませんか。しかも、調査の中と行って自己申告の裏づけをとっているわけですから、大蔵省には少なくとも相手側はどこだっためには、だれから接待を受けたのかといふ点の公表は本当にかなめですよ。実態を解明する上でござります。

○武蔵政府委員 本人の申告内容によるわけでござりますけれども、相手方が特定されている場合には御指摘のよくなことでござりますけれども、相手方が例えば都銀であったとか生保会社であつたとかといふことであるとか、あるいははつきり記憶がないとかいうようなこともあるわけでござ

ますので、私どもの調査では金額の把握はできなかつたわけでございます。

それから、今回のこの調査は、大勢、一千名を超える者につきまして五年間にわたつて調査をすます。すべてにわたりまして日時あるいは場所、相手先といふものを把握できたわけではないわけでござります。すべてにわたりまして日時あるいは場所、相手先といふものを把握できたわけではないわけでござりますので、その公表はできない。さらには、名称につきましては、相手方に對して協力を依頼しながら調査をしたという経緯もござりますので、相手方に對する配慮も必要かといふことで、先ほどから申し上げておりますとおり、件数等についてお答えをさせていただいている次第でござります。

いますので、もちろんわかる場合もあるわけですが、ありますけれども、特定できない場合もあるというが実態でございます。

○佐々木(陸)委員 そのわかつているものだけでもちやんと公表すべきじゃありませんか、資料があるのですから。それを出さなければ、本当に大蔵省のうみを出し切るのかどうなのか、その姿勢が問われるわけですよ。どういう相手からどういう接待を受けたのか、可能な限りきちんと公表する、そなしなければ国民の疑惑や不信にこたえるということにならないのじやないですか。そこまできちんとやつていただきたいと思うのですが、いかがでしょう、大蔵大臣。

○武藤政府委員 先ほどもお答え申し上げましたとおり、この調査の目的、それから相手先をすべて把握できたわけではないという実情、さらには相手方の協力を得て調べたといふような経緯等を考え合わせますと、御指摘のような相手方を公表するということは、私どもとしては差し控えさせていただきたいというふうに考えます。

○佐々木(陸)委員 そうすると、この調査は何のためにやつたのですか。処分をして一件落着といふことをするためにやつたわけですか。

〔井奥委員長代理退席 委員長着席〕

○武藤政府委員 調査の目的についてでございますけれども、私どもは、これはいろいろ大蔵省の職員が民間の金融機関等との間でいわゆる接待というようなことがあり、それが大蔵行政の公正さというものを見わせておるといいますか、公務の公正さということが疑われて、そういうことに対応するため調査をしたわけでござります。もちろん処分をして一件落着といふことだけではございませんけれども、今言つたような目的の中では、必要な範囲内においてそれを調査し、最終的にはやはり個人の倫理という問題がござりますので、処分としうことが大変重要な結果でござりますので、それが大きな目的の一つであるということは当然のことだというふうに私どもは思つております。

○佐々木(陸)委員 そうすると、今言われた公務の公正さを疑わせている、その疑いは完全に晴れのまゝでござりますが、本当に大蔵省のうみを出し切るのかどうなのか、その姿勢が問われるわけですよ。どういう相手からどういう接待を受けたのか、可能な限りきちんと公表する、そなしなければ国民の疑惑や不信にこたえるということにならないのじやないですか。そこまできちんとやつていただきたいと思うのですが、いかがでしょう、大蔵大臣。

○武藤政府委員 先ほどもお答え申し上げましたとおり、この調査の目的、それから相手先をすべて把握できたわけではないといふうに考えます。そこで、この調査は何かの相手方を公表するということは、私どもとしては差し控えさせていただきたいといふうに考えます。

○佐々木(陸)委員 そうすると、この調査は何のためにやつたのですか。処分をして一件落着といふことをするためにやつたわけですか。

〔井奥委員長代理退席 委員長着席〕

○武藤政府委員 調査の目的についてでございますけれども、私どもは、これはいろいろ大蔵省の職員が民間の金融機関等との間でいわゆる接待というようなことがあり、それが大蔵行政の公正さというものを見わせておるといいますか、公務の公正さということが疑われて、そういうことに対応するため調査をしたわけでござります。もちろん処分をして一件落着といふことだけではございませんけれども、今言つたような目的の中では、必要な範囲内においてそれを調査し、最終的にはやはり個人の倫理という問題がござりますので、処分としうことが大変重要な結果でござりますので、それが大きな目的の一つであるということは当然のことだというふうに私どもは思つております。

○佐々木(陸)委員 そうすると、今言われた公務の公正さを疑わせている、その疑いは完全に晴れのまゝでござりますが、本当に大蔵省のうみを出し切るのかどうなのか、その姿勢が問われるわけですよ。どういう相手からどういう接待を受けたのか、可能な限りきちんと公表する、そなしなければ国民の疑惑や不信にこたえるということにならないのじやないですか。

○松永国務大臣 以前から申し上げておることであります。およそ公務員たる者、全体の奉仕者として公務に専念しなければならぬわけです。同時にまた、高い使命感と倫理観を持って行動してもらわなければならぬわけです。

今回の不祥事によりまして、その公務員として当然守るべき倫理あるいは高い使命感、それに反する者がいるという疑いが相当出てきた関係がありまして、そこで内部調査をして、調査の結果に基づいて、その行為の重さ等々を念頭に置き、国家公務員法八十二条第三号、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとして処分をしたわけであります。そのため、その処分をすることによって、実は大蔵省の職員全体に高い使命感と倫理観を持って全体の奉仕者たるにふさわしいそういう行動を今後とり続けていくつもりしたことによつて、大蔵省の行政が適正に国民のために執行されるように、そういったことを目的として調査もするというふうに、そういったことを目的として調査もし、処分もしたわけであります。

○佐々木(陸)委員 法案の審議を云々という声が自民党の与党席から聞こえてまいりましたけれども、私も法案の審議を大事に考えるから今こうやって質問をしているわけです。

そうすると、大蔵大臣、お聞きしますけれども、要するに、それだけ接待を受けていた、接待を受けたけれどもそれによって大蔵省の行政がゆがめられているようなことはなかつたと言えます。

○佐々木(陸)委員 そうすると、今言われた公務の公正さを疑わせている、その疑いは完全に晴れのまゝでござりますが、本当に大蔵省のうみを出し切るのかどうなのか、その姿勢が問われるわけですよ。どういう相手からどういう接待を受けたのか、可能な限りきちんと公表する、そなしなければ国民の疑惑や不信にこたえるということにならないのじやないですか。

○松永国務大臣 以前から申し上げておることであります。およそ公務員たる者、全体の奉仕者として公務に専念しなければならぬわけです。同時にまた、高い使命感と倫理観を持って行動してもらわなければならぬわけです。

今回の不祥事によりまして、その公務員として当然守るべき倫理あるいは高い使命感、それに反する者がいるという疑いが相当出てきた関係がありまして、そこで内部調査をして、調査の結果に基づいて、その行為の重さ等々を念頭に置き、国家公務員法八十二条第三号、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとして処分をしたわけであります。そのため、その処分をすることによって、実は大蔵省の職員全体に高い使命感と倫理観を持って全体の奉仕者たるにふさわしいそういう行動を今後とり続けていくつもりことによつて、大蔵省の行政が適正に国民のために執行されるように、そういったことを目的として調査もするというふうに、そういったことを目的として調査もし、処分もしたわけであります。

○佐々木(陸)委員 法案の審議を云々という声が自民党の与党席から聞こえてまいりましたけれども、私も法案の審議を大事に考えるから今こうやって質問をしているわけです。

そうすると、大蔵大臣、お聞きしますけれども、要するに、それだけ接待を受けていた、接待を受けたけれどもそれによって大蔵省の行政がゆがめられているようなことはなかつたと言えます。

○佐々木(陸)委員 そうすると、今言われた公務の公正さを疑わせている、その疑いは完全に晴れのまゝでござりますが、本当に大蔵省のうみを出し切るのかどうなのか、その姿勢が問われるわけですよ。どういう相手からどういう接待を受けたのか、可能な限りきちんと公表する、そなしなければ国民の疑惑や不信にこたえるということにならないのじやないですか。

○松永国務大臣 以前から申し上げたいと思うんです。だかで、ただ処分をした、それで終わりだ、そして处分された人もよく反省しているからその答弁を聞いてビッグバンの法案の審議を進めてくれと言わされたって、そな簡単に我々に通る話じゃないし、處分の公表によって、国民に対しては全然そんな気がなかつたのか、大丈夫なのかということが全然疑いは晴れていませんよ、処分をしたというだけでは。どういうところからどういう接待を受けたって、それによって行政がゆがんだのか、ゆがんでいたのか、大丈夫なのかということが全然いなかつたのか、大丈夫のか

平成十年五月二十日印刷

平成十年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C